

平成31年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成31年3月7日(木曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月8日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
延 会	3月8日 16時46分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	政策調整室長	内間 常喜 君	建設課長	金城 和廣 君
	教育行政課長	新城 米広 君	建設課参事	知念 利次 君
	会計管理者	山城 直也 君	農林水産課長	西江 忍 君
	公営企業課長	東江 民雄 君	福祉課長	亀里 裕治 君
	商工観光課長	万寿 祥久 君	住民課長	島袋 英樹 君
	医療保健課長	宮里 政喜 君	農業委員会事務局長	宮里 正邦 君
総務課長補佐	平敷 兼清 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成31年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月8日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	報告第2号	平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第2	報告第3号	リリーフィールド公園施設整備工事（土木）の専決処分の報告について
第3	同意第1号	固定資産評価審査委員の選任について
第4	同意第2号	固定資産評価審査委員の選任について
第5	同意第3号	固定資産評価審査委員の選任について
第6	同意第4号	教育委員の任命について
第7	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第8	議案第18号	真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金条例の制定について
第9	議案第19号	伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定について
第10	議案第20号	伊江島ハイビスカス園の設置及び管理に関する条例の制定について
第11	議案第21号	伊江村立幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について
第12	議案第22号	伊江村預かり保育時食事代徴収条例の制定について
第13	議案第23号	伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第24号	伊江村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第15	議案第25号	伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について
第16	議案第26号	伊江村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第17	議案第27号	伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
第18	議案第28号	伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定について
第19	議案第29号	伊江辺地に係る総合整備計画の変更について
第20	議案第13号	平成30年度伊江村一般会計補正予算（第6号）

日程	議案番号	件名
第21	議案第14号	平成30年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）
第22	議案第15号	平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第23	議案第16号	平成30年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）
第24	議案第17号	平成30年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第2号）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 報告第2号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第2号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、報告をさせていただきます。

本件につきましては、去る2月21日に開催をされております第139回沖縄県町村土地開発公社の理事会において、審議、承認をされた平成31年の同公社の事業計画及び予算と資金計画について、別紙、事業計画書のとおり、地方自治法第243条の3第2項財政状況の公表に基づきまして、これを議会に報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第2号は終わりました。

日程第2 報告第3号 リリーフィールド公園施設整備工事(土木)の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第3号 リリーフィールド公園施設整備工事(土木)の専決処分の報告について、報告をさせていただきます。

本報告につきましては、平成30年12月10日に専決処分をいたしました事項について、議会に報告するものでございます。

次の専決処分書をお願いいたします。2. 契約の金額、(イ)変更前の請負金額が7,128万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額528万円)、(ロ)変更による減額契約額が51万8,400円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が3万8,400円)、(ハ)変更後の請負金額7,076万1,600円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額524万1,600円)、3. 契約の相手方といたしまして、有限会社 玉城建設、代表者 伊江村字東江前202番地、有限会社 玉城建設、代表取締役 知念悦子と契約をいたしておりますので、報告をさせていただきます。

なお今回の減額する改定の主な内容につきましては、工事に伴う残土処理置き場、当初、真謝地域を予定していましたが、リリーフィールド公園の西側、駐車場西側に変更となったことに伴い、運搬距離の短縮による費用の減額が、今回の減額の理由でございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第3号は終わりました。

日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

現在、3人の固定資産評価委員がこの評価委員として頑張っているんですが、3人全員について、今回任期満了となっております。そのうちの1人でありまして、伊江村字東江上184番地、氏名 東江進清氏、

昭和25年6月22日生まれ、現在1期目の固定資産評価委員として頑張っていたいただいておりますが、引き続き2期目として、同氏を固定資産評価委員として、引き続き選任をしたいということでございますので、議会に提案をしているところでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明は終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、任期満了による提案でございます。ここに、伊江村字川平478番地の1、氏名 上間建雄、昭和25年10月25日生まれを、固定資産評価委員の選任として、提案をするものでございます。同氏におかれましては、これまで2期6年間、固定資産評価審査委員として、村の固定資産評価、あるいは税務行政に御尽力をいただいているところでありますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員として、ここに議会の同意を求める案件となっております。ひとつよろしくお願ひを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、任期満了によるものでございます。伊江村字西江上66番地の1、氏名 知念和幸、昭和32年3月28日生まれを、ここに固定資産評価審査委員として、議会の同意をお願いしたいということでの提案でございます。同氏におかれましても、引き続き現在、1期目の委員でございますが、再任をたく、ここに提案をしているところであります。同氏におかれましては、農業に精通をしております、村の農業委員の経験もしております、土地の評価、その辺について精通をしているという中で、引き続き適任ということで、提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第3号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第6 同意第4号 教育委員の任命について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

同意第4号 教育委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

今回の提案につきましては、現教育委員であります宮城孝雄氏の任期満了による提案でございます。ここに掲げているとおり、伊江村字西江前180番地、氏名 宮城孝雄、昭和24年6月20日生まれを、引き続き教育委員として任命したく、ここに提案をしているところでございます。

宮城孝雄氏につきましては、議員の皆さんも御存じのとおり、長年の教員生活を生かした教育委員の職責を立派に果たして、そして村の教育行政の推進に御尽力をいただいております。これまで2期8年教育委員として頑張ってもらいましたが、引き続き、3期目となる今回についても、引き続き、教育委員として任命をいたしたく、ここに提案をしているところでございますので、ひとつ御審議方、よろしくお願ひ申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第4号 教育委員の任命について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第4号 教育委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

現人権擁護委員の玉城美知代委員の後任として、伊江村字東江前668-1番地、氏名 宮里愛子、昭和29年11月2日生まれを推薦したく、ここに議会の意見を求めるものでございます。

宮里愛子に氏につきましては、皆さん御存じのとおり、保育士として長年勤務され、保育主任、保育所長として、保育、幼児教育の向上に取り組まれるとともに、区のミニボランティア活動に携われるなど、明瞭誠実な人柄で、地域の方からの信望も厚く、広く社会の実情に精通されているというふうと考えております。今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦をしているところでございますので、よろしくお願いを申し上げ、以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

諮問第1号については、質疑、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はございませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

日程第8 議案第18号 真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第18号 真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

伊江島補助飛行場に隣接する真謝区・西崎区の騒音被害の軽減を図るため、本条例を制定する必要があるために、条例を提案するものでございます。

それではページをあけていただきまして、基金条例ですが、第1条（設置）この条例は、伊江島補助飛行場に隣接する真謝区、西崎区における米軍の騒音被害を軽減する事業の財源に充てることを目的とし、真謝区、西崎区住環境負担軽減事業基金（以下「基金」という。）を設置するというところでございます。

第2条は（積立て）、第3条で（管理）、第4条で（運用益金の処理）は、基金の運用から生ずる収益は、

予算に計上して、この基金に編入するものとする。としてございます。

第5条は（処分）について、規定しております。基金は、第1条に規定する目的に充当する場合に限り、基金の一部または全部を処分することができる、規定してございます。第6条は（委任）でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えております。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

この条例、そのものについては質疑はありませんけれども、関連しまして、きのうの並里晴男議員の一般質問での答弁として、どのような防音工事の工種を希望するかについて、3点について、アンケートをとられましたよね。そしたら配布数が253件に対して142件（56%）の回収率とあって、そのうち住宅防音工事の希望者が103件（73%）です。そして工種サッシ、空調とありますけれども、この数字がアンケートをとった時点と、現在では全く違うと思うんです。この数字をこのまま鵜呑みにしてこの基金を積み立てるということでいいのかなど。といいますのは、御承知のとおり、LHDデッキが完成してから、F-35Bステルス戦闘機も来ました。その騒音があの当時と、このアンケートをとった当時と全く違うんです。環境が。いま一度、このアンケートをとる必要がないか。住民に聞きましたら、あまり関心がなかったということです。今ほとんどの方が関心を持っていると思います。ですからいま一度、このアンケートを取り直して、積み立て基金をどのぐらい積み立てていくのも大事なことでないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

議員がおっしゃること、十分理解できます。行政といたしましても、これにつきましては、村長のほうが政策的に西崎・真謝区の住民の皆様には何か負担軽減策が、これまでの負担を強いられた部分がございますので、それについて、何かやることができるすべがないだろうかということで、政策的に立ち上げたといえますか。実施されようとしているのがこの事業でございます。

まず初めに、地域住民の方々がこの住宅防音について、どれだけの知識や要望、ニーズがあるかということ把握するためにやったものでございますので、今回実施にあたっては、改めてアンケートになるか、あるいは住民の皆さんに再度また集まっていたらいいか。一度は集まっていたらいいか。そういった今までのいきさつとか、事業の概要、そしてアンケート結果も御説明いたしましたけれども、この結果のみをそのまま事業に参考にするわけではなくて、再度また地域住民の皆さんとひざを交えてといいたいまいしょうか。情報を区長を通じて伺った上で、事業実施していく予定でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

これはぜひ実施していただきたい。することによって、やはり地域とのコミュニケーションが広がるし、これ行政の信頼も深まるわけです。そしてただペーパーを配付して、郵送して、ペーパーに○をつけたり、×をつけたりではなくて、それと集めて集会も何回も持って、実際に話し合いながら、そういう検討することもまた大事だと思います。

そしてもしアンケートをとるのであれば、実家にも家庭訪問、難儀ですけど、家庭訪問をしていただいて、

生の声を聞くことも行政としての親切ではないかと思いますが、その辺、労力は要しますけれども、御努力をしていただきたいと思いますけど、副村長いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

先ほど政策調整室長がお答えしたとおりでございますので、毎年度積み立てをしていくと。その中でそれを実施していくということですから、途中で希望される方もいらっしゃると思いますが、それは適宜、御相談をしていきながらやっていくことは、スタートの段階から、そういった考え方で進めていくということですよ。先ほどのアンケート調査はあくまでもニーズを調査をしていくということで、各公民館で説明会もし、懇談会もした結果、あのアンケート調査の結果でございますが、それは100%我々には希望されなかったのので、「やらない」ということではございませんので適宜、そういったことについては、話し合いをしながらやっていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

きのうの亀里敏郎議員と同じような答弁の内容についてですが、西崎区では9月6日に、真謝区については7日に説明会を行ったということですが、F-35Bが訓練を始めたのが12月に入ってからなんです。きのう、西崎区で公民館で集まりがあったそうですが、「我慢できない」という声が圧倒していたそうです。近いうちに、できるだけ早いうちにもう一回、西崎区、真謝区、両区において、住民の要求、それから村が考えていることについて、説明会をしていただきたいと思います。

それとこの基金については、基金の上限がありませんが、この上限についてはどう考えていますか。

それと毎年、どのぐらいの規模の戸数の工事をやっていくのか。その辺のところはまだはっきりしていませんが、条例ではですよ。予算のほうでは説明があるかもしれませんが、上限はどうするか。財源はどうするのか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

一つ一つお答えいたしますので、漏れがありましたら、また御指摘をよろしく願いいたします。

基金について、上限がないという部分につきましては、基金については、上限があるものと、ないものがございますが、これにつきましては、この基金自体を運用していく。果実運用型というものではなくて、実際にその基金自体を運用していくという形ですので、条文の中にも場合によってはすべてを処分することができます。この目的に適応できるものについては、ということになっておりますので、上限を設けておりません。またこれにつきましては、単年度でできる事業でもございませんので、きのうも申し上げましたけれども、一般財源を圧縮できた調整交付金等の事業で、一般財源を圧縮できた部分も基金として、毎年度積み立てをし、そして後年度で処分をし、事業化していくということですので、上限額を設ける必要もおのずとなかったという部分もございます。

結論といたしましては、上限額を設ける必要がなかったということになります。さらに、この説明につきましては、2回ほどやりましたけれども、確かにそのときには、LHDデッキも完成しておりませんでしたし、現在の状況とは、また違った状況でございました。あくまでも村長の政策としては、これまでの負担に何かの報いる形の事業ができないかということで、政策的に打ち出したものでございますので、その辺の返

還についてはまた、区長そしてその代表者の皆さんに単年度でできない部分の御理解もいただきながら、優先順位とか、そういったものも相談をしていかなければならないのかなと考えております。

補正予算にも絡みますので、どこまで申し上げていいのかわかりませんが、補正予算の中では今3,500万円の積み立てをする予定でございまして、今防衛局がやっている補助事業の中で、平均的なこの改修の単価、1戸1住宅のものを「単価を教えてくださいませんか」ということで問いかけますと、「平均350万円ほど」、もちろんクーラーだけだともうちょっと安くなりますし、家屋が大きくて、サッシとか窓の数が多いと、もっと膨らんだりもしますが、平均すると350万円ぐらいということですので、この平均を充てますと。次年度、平成31年度で可能なのが10戸前後になるのかと思っております。ただ、全体で250世帯ぐらいございましたので、この辺で初年度は数は少なく、最初のスタートですので、すぐ一気にということはなかなかできませんので、徐々にこう数が増えていくような形で、事業がうまく展開できた場合には、もっと速やかに、スピーディーにできればいいかと、今計画をしているところです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

防音工事にかかわって、クーラーの設置も検討されているということですが、例えば学校の防音工事をしますよね。クーラーも防衛局が持っていますよね、今。防音工事をする、クーラーを入れると全部閉めなくては防音工事の意味もないわけで、閉めきると今度はクーラーを入れて、電気料が発生する。そういう負担については、どういうふうに考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

学校等においては、測定をし、その騒音が測定できた場合に、防音工事が施されまして、クーラーもつけます。今確か3学校は4級だったかと思ひまして、このサッシとか、こういったものは今…。

クーラーのみの設置で、運用といいますか。維持、電気料に関して、何パーセントかの補助があるのは確かでございます。ただこの住宅防音については、今のところ、もちろん生活保護とか、そういった部分に関してはあると認識しておりますが、その他については、そういった維持費に関する補助はないと理解しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回のこの基金条例は、先ほど説明を受けますと住宅防音事業を優先してやっていくというような説明を受けますが、もちろん両区、2つの区がいろいろと協議をして、また今後、何かの要望があったときに、この財源の範囲内で、そのほかの要望も聞けるような基金になっているか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

その他の用途といいますか、事業に適用することができないかという御質問だと理解しておりますが、提案理由でもありましており、騒音に特化した形での基金となっておりますので、現在のところ今、ほかの部分で適用することは、考えておりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号 伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第19号 伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定により、伊江村子ども・子育て支援会議を設置するため、本条例を制定する必要があるために、条例を提案するものでございます。

なお、今回の支援会議の設置の目的は、5年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制の確保と実施に関する計画、子ども・子育て支援事業の計画を策定するために、を目的として、本支援会議を設置していきたいということでございます。なお、条例の詳細につきましては、福祉課長から説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

それでは引き続き、伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定について、御説明をいたします。

先ほど、副村長の説明でもありましたが、現行の伊江村子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から5年間の計画期間とされており、平成31年度をもって最終年度となります。第2期策定に向け、現在アンケート調査を実施し、幅広く保護者の意見などを求めているところでございます。

それでは条文の御説明をいたします。第1条（趣旨）この条例は、伊江村の教育、保育、子育て支援の充実を図るため、伊江村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の設置及び組織、運営などについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（所掌事務）子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べまたは調査審議するものとする。

第3条は、組織の構成を、委員10人以内と定めております。第4条で委員の任期は2年と定めております。第5条は委員長及び副委員長に関する事項を定めております。

第6条で、子育て会議の運営方法について、第2項において、子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないと定めております。第4項において、本条例の施行に際し、初回の子育て会議は、村長が招集するものとしてございます。

第7条では、子育て会議における委員以外の関係者の出席及び資料提出を求めることができることと、定

めております。

第8条で（報酬及び費用弁償）を定め、第9条において、子育て会議の庶務は、福祉課において処理することと、定めております。

次のページをお願いします。第10条（委任）で、この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとしてございます。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日からの施行とする。と定めております。

以上で、議案第19号 伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定についての、説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

このタイトル「子育て会議」となっていますね。しかしながら提案理由の子育て支援法、第77条第3項の規定によれば、子育て支援会議、「支援」という言葉が入っていますけれども、どれが本当なのか。その辺、まずは1点目、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

計画のタイトルは「支援事業計画」でございます。それから法的には「子育て会議」というふうに理解してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

提案理由では、子育て支援法、第77条第3項の規定によって、伊江村子ども・子育て支援会議を設置するために、本条例を設置するというふうになっているんです。だけどタイトルでは「支援」が抜けているが、合っているのか、合っていないのかということですよ。大して変わりはないと思うんだけど、ただ文言がそうになっているから、提案理由でそうになっているのに、どうなのかなと思って聞いているんです。

それと第4条の2項で、委嘱または任命されたときにおける身分を失った場合というのが、文言がありませんけれども、例えばこれまでの委員会だったら、議会代表とか、老人会代表とか、婦人会代表とか、そういうのがあって、だったらその意味はわかるけれども、その場合この3号の、関係機関の職員とあるけれども、その職員のためだけにこの文言があるのか。その辺をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時40分)

再開します。

(再開時刻10時44分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第19号の提案理由の中で、伊江村子ども・子育て支援会議を設置するためということで、子ども・子育て会議との連動性についてとの御質疑がございましたので、ここでいう支援会議を設置するためというのは、伊江村子ども・子育てを支援するための会議を設置するということでの説明にかえさせていただきたいと思いますが、これはこの第77条第3項支援法の中で、子ども・子育て支援を含む市町村の審議会、その他合議制の機関の設置をするためには、条例で設置を定めてくださいということの規定でございまして、その

規定の説明のためのものでしたが、少し言葉不足でしたが、伊江村子ども・子育てを支援するための会議を設置していくということでの御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻10時45分)

再開します。 (再開時刻10時46分)

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

第4条の2項で「身分を失った場合」という表現については、第3条の関係、行政機関の職員についてでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

先ほどの島袋議員の御質疑の中で、委員の任期の第2項ですね。これは委嘱または任命とありますから、伊江村役場の職員も委員として委嘱ではなくて、職員の場合は任命ということに使っています。その他行政機関、1号、2号、4号もすべて委嘱ということになりますので、全ての条項に全部当てはまるということですが、ここに身分を失った場合ということでございますので、その身分については、例えば団体長であったり、そういったことになるだろうと思いますので、それは第3号のほうに該当するのかなと思いますが、この文言自体、全体はその身分だけではなくて、委嘱された方も該当しますよと御理解いただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村子ども・子育て会議設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 伊江島ハイビスカス園の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第20号 伊江島ハイビスカス園の設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

伊江島ハイビスカス園の完成に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるために、条例案を提案するものでございます。

なお、条例の詳細にわたっては、担当の農林水産課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどを

お願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

それでは開けていただきまして、伊江島ハイビスカス園の設置及び管理に関する条例を説明申し上げます。

まず第1条は（設置）ということで、地方自治法に基づきまして、多種多彩なハイビスカス園を育成、栽培し展示することで、鑑賞とふれあいによる憩いの場として、これを広く提供するとともに、ハイビスカスの生産・育種・研究を行うことで、教育文化の向上及び観光の振興に寄与することを目的として、伊江島ハイビスカス園を設置いたします。

第2条におきまして、（名称及び位置）ということで、ハイビスカス園の名称は、展示棟、情報棟、作業ヤード棟、ハイビスカスの育苗棟と4つの施設を設置いたします。事業といたしましては、1号から5号までハイビスカスの展示、鑑賞に関すること。あるいはハイビスカスを利用いたしました各種体験教室、講習会、展示に関すること。あるいはハイビスカスを利用した商品の開発及び研究、ハイビスカスの苗木の生産、育種及び販売に関すること。その他1条の目的を達成するために必要なことと定めております。

4条で（休園日及び入園時間）を定めております。ハイビスカス園につきましては、年中無休としたいと思います。ただし、村長が特に必要と認めるときは、臨時に休園日を定めることができるとしております。入園時間につきましては、午前9時から午後5時までとしております。入園時間につきましても、村長が特に認めるときには、変更することができると定めております。

5条で（利用の許可）を定めております。

開けまして、第6条につきましては、（利用の制限）、第7条におきましては（指定管理者による管理等）を定めております。第8条で（入園料及び使用料）を定めております。第9条で（入場料及び使用料の減免）を定めております。第10条で（損害賠償）、第11条で（委任）を定めております。

開けまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年5月15日から施行したいと思います。

別表1におきましては、（第8条関係）で、入園料と会議室等の使用料を定めております。まず別表第1.これはハイビスカス園展示棟の入園料でございます。一般、1人につき500円、中高生200円、中高生のうち修学旅行生は100円としております。小学生は100円でございます。あと、小学生未満、村民は無料と定めております。

別表の第2で、ハイビスカス園情報展示棟の会議室の使用料を定めております。村内は500円、冷暖房使用時は700円、時間当たりでございます。村外につきましては1,000円、冷暖房使用時は1,200円と定めております。以上で説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私はハイビスカス園建設当初から、少しずつでも入園料を取ったほうがいいんじゃないかということで、これまで訴えてきた者の1人でございます。それと城山、リリーフィールドなどについても、入園料は少しでも取ったほうがいいんじゃないかと思いますが、今回無料だったハイビスカス園から一気に、一般の方々が500円、村外の人だと思えますけれども、取るようになりました。いいことだけれども、一気に500円に上がって、はたしてお客さんがまた入るかなという心配もあるわけですが、500円に見合う管理をぜひしてお客さんにも喜ばれるようにして、管理を十分にさせていただきたいという希望を申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

これまでの施設は若干違ったような形ですね。何といたしますか、新たなハイビスカス園につきましては、これまでなかったような品種も今後、揃えていくような計画もしております、いろいろハイビスカス協会の会員の皆さんとも適宜、相談あるいは助言をいただきながら、本当に伊江島でないと見られないようなハイビスカスをどんどん品種等を揃えていって、どうしても伊江島に行かないと見られないような花を今後とも品種的に揃えて、できれば大輪系で大きな花を揃えていきたいと今、考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

第3条の(4)ハイビスカス園の苗木の生産育種及び販売に関するのとありますが、その販売に関して、この条例では1本当たり幾らというのが見えてこないんですが、販売、今現在ハイビスカスはこういった形で販売しているか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

ハイビスカスにつきましても、現在のところは1,000円で販売しております。中には希少価値が高くて大輪系とか1,500円もありますけれども、これは通常の緑化木と同じように規則のほうで、ある程度値段を定めておまして、それに基づいて今販売しているのが現状でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

先ほど、島袋義範議員からもありましたが、入場料のほうで村外が一般客で500円、団円で400円と、東村でやっているツツジまつり等では、多分300円台だったと思います。一気に500円取るんですが、今はハイビスカスの苗木の販売が1,000円から1,500円と、ほかのイベントごとでもハイビスカスの苗木の販売をしているんですが、せっかくこのハイビスカス園に入場料を払ってくるお客さんに関して、もしそこでハイビスカス園で苗木を販売するんでしたら、入ってくる特典といたしますか。ハイビスカス園の苗木の販売に関しては、もう少し単価を落として販売してもいいんじゃないかと、私は思うんですが。その落とす金額は皆さんで協議してもらってもかまわないんですが、そういった特典を与えることによって、それじゃあ見に来てもそれだけの特典があるから、あまり高く感じないところもあるんですが、そういったところも協議してもいいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

この条例を課内で策定するのに、内部でもいろいろ意見がありまして、例えば県外の植物園なんかですと、入園料を2,000円にして、ハイビスカスだったら、ハイビスカスの鉢を入園料の代わりに入場者にプレゼントするとか、そういうことをやっているところもいろいろと勉強させていただきました。ですけれども、やはり本当に必要な人はもらうかもしれないけれども、いらぬ人からすると「高いんじゃないか」と、要はハイビスカスに入園して、ハイビスカスの鉢を1輪もらったとしても、必要のない方からすると、そういう

場合も出てくるんじゃないかということで、やはり必要な方には購入していただいて、入園料は入園料で別に定めたほうがいいんじゃないかという、農林水産課の中でもこの辺の議論もありまして、今現在のところ、大人500円としております。500円にした理由といたしましては、県内で言いますと熱帯ドリームセンター、若干向こうとは規模が違いますが、その辺と。ビオスの丘、県外では姫路市の手柄山温室植物園とか、館林市のつつじが岡公園とか、ある程度この辺の同類施設で大体、面積的に似ているような施設を調査しまして、大体平均出したのが780円、約800円でした。やはり800円では若干、内部でも高いのかなという意見がありまして、当然事業計画時の園の収支の計算もございまして。やはりどうしても500円、赤字経営では難しいという部分もありまして、大人の一般料金を500円にした理由でございまして。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

私からも答弁をさせていただきます。先ほどの島袋義範議員の希望ですか。御発言とも関連をするということだと思っておりますが、ただいまの島袋 勉議員の提案につきましては、今後十分に検討する価値があると思っております。500円でしっかりと見応えのある500円でも「十分だった」「安いぐらいだ」と思えるような園にしていきたいというのは、第1点目です。そういう中で中には500円若干、高いと思う方もいらっしゃると思いますが、そういう方については500円の料金を先ほど提案があった、そういう部分で軽減をしていく。そういう方法は必要だと思っておりますので、例えば一つの例として、大体皆さん300円ぐらいが適当ではないかという部分の感覚もあろうかと思っておりますので、1,000円で苗木を販売するのを、ここで買った場合には800円にしていくという考え方も必要だと思っております。内部でも検討しながら、なおかつ5月から開園して供用開始していきますが、その辺の状況も見ながらそういう中で、やはり苗木もたくさん売ったほうが、当然普及啓発にもつながりますし、お互いのハイビスカス園の収入にもつながっていくということでもあります。両方に相乗の効果ができるような、そういう運営の中で、しっかりと入場料、利用料、そして苗木の販売も連動させながら、いい方向性で内部で検討をして、そういう方向性がいいというのであれば、そういう方向性でやっていきたいと思っております。十分に検討する、議論していくという一つの方法だということ考えていますので、そういうことで御理解いただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

第4条について、伺います。この条例の中で年中無休とするということで、第2項においては、午前9時から午後5時までとするということで、その時間帯は、村長が特に認めるときは入園時間を変更できるということでもありますけれども、この時間帯からしますと、一般の皆さん、沖縄本島から来られる皆さんは、この時間帯で十分だと思いますが、御承知のとおり民泊事業が盛んでありまして、学校の時間帯で極端な例を申し上げますと、例えば3時半の便で伊江島に入村をして、あるいは5時半で入村をして、学校によっては10時便で帰る学校があるんです。そうしますと、その時間帯からするとどうも入園が難しいのかなというような思いがします。午前便で来て夕方、午後の便で帰るということからすると、十分にこの時間内でできまされども、入園時間を変更することができるということでもありますので、この辺を民泊の両事業者とも十分な打ち合わせをしていただいて、時間を延長するなり、そういった配慮もしていただきたいと思っております。せっかくこれだけの設備をしているわけですから、幅広く民泊で来る皆さんを入園させて、ハイビスカスを見せたいというような思いがあると思っておりますが、民間の皆さんは、ですから両事業所とも十分に連携をとっていただいて、島を訪れる子どもたちに、生徒の皆さんに入園ができるような時間帯を設定していただ

きたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

ハイビスカス園の条例第4条で定めております入園時間につきましては、9時から5時ということがございますけれども、園の開園時間が午前9時でありまして、通常ですと、現在もそうですけれども、通常役場と同じように8時半前には出勤して、園の清掃なり、枯れた花の花つみとか準備をして開園しておりますので、この辺は現場サイドとも、民泊のために早く開けることができるのかということ、民泊事業者、ハイビスカス園の現場サイドとも調整をしていきたいと、今思っているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時06分)

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

2点ほど、お伺いします。第7条の指定管理に関する管理等なんですけれども、村としては今後、指定管理制度に移行するお考えがあるのか。というのが1点と。

それとこの条例案の中で事業も盛り込まれ、さらに入園料も徴収するということです。そこで働く職員の皆さんの業務の反映が広がるということが、感じられるんですけども、ぜひこのリニューアルオープンと、条例制定と並行して、そこで働く職員の皆さんの待遇についても、協議をしていただきたいなど。今現在、臨時職員の賃金職員だと思っておりますけれども、その辺も含めて、中には10年も勤務していらっしゃる方もいますので、その辺で技術職として対応できるのかとか。そういうことも並行しながら、検討していただければと思うんですが、いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

まず1点目の指定管理の件ですが、第7条で定めてございますが、今後このハイビスカス園が本当にスムーズに運営できて、指定管理あるいはするときに備えて、条例を制定しております。現段階におきましては、すぐさま指定管理ということについては、現在のところは計画はしてございません。

それと職員の処遇、待遇についてですが、これについても伊江村の賃金規則に基づいてやっておりますが、今後また内部でその件を含めて、検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時08分)

再開します。

(再開時刻11時14分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江島ハイビスカス園の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江島ハイビスカス園の設置及び管理に関する条例の制定
について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻11時15分)

再開します。 (再開時刻11時25分)

日程第11 議案第21号 伊江村立幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第21号 伊江村立幼稚園預かり保育料徴収条例の制定についての提案理由を申し上げます。

村立幼稚園預かり保育料徴収に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるために、本条
例を提出するものでございます。

なお、詳細にわたる条例の中身について、教育行政課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど
お願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

伊江村立幼稚園預かり保育料徴収条例について、説明させていただきます。

幼稚園での預かり保育がスタートするにあたり、新たに制定する条例ですので、1条から読み上げた上で、
最後に必要と思われる箇所について、説明させていただきます。

第1条(趣旨) この条例は、伊江村立幼稚園において実施する預かり保育の保育料(以下「保育料」とい
う。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(保育料の額) 園児1人の保育料は、次の各号に定める額とする。(1) 8月を除き、月額1万
4,000円とする。(2) 8月は、月額2万円とする。(3) 8月を除き、月の途中で預かり保育の開始または
中止または7日以上欠席をしたときは、預かり保育の実日数に600円を乗じた金額とする。(4) 8月であっ
て、月の途中で預かり保育の開始または中止、または7日以上欠席をしたときは、預かり保育の実日数に
800円を乗じた金額とする。(5) 緊急等臨時的に預けるときは、預かり保育の実日数に800円を乗じた金額
とする。

第3条(納入義務者等) 保育料の納入義務者は、園児の保護者とする。2項、保育料は、毎月末日締めで、
実施月の翌月10日までに納入しなければならない。

第4条(保育料の減免等) 教育長は、前条に規定する納入義務者に対し、特に必要と認めるときは、第2
条に規定する保育料を減免することができる。

第5条(保育料滞納者に対する措置) 第3条に規定する納入義務者が保育料を滞納したときは、教育長は、
預かり保育を中止することができる。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限り
でない。

第6条(保育料の返還) すでに納入された保育料は、返還しない。ただし、教育長が特別の理由があると
認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

第7条(保育料減免等の取り消し) 教育長は、虚偽の申請により、預かり保育料の減免を受けた納入義務
者があると認めるときは、直ちに減免を取り消し、保育料を納入させることができる。

第8条（委任）この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。という内容でございます。

では第2条をごらんください。第2条第1号の8月を除き、月額1万4,000円及び第2号の8月は、月額2万円につきましては、1人当たりの経費を勘案し、現在5歳児の預かりを実施している民間と整合性を図るため、協議により決定した金額でございます。同条第3号及び第4号につきましては、月に7日以上欠席した場合は、日額計算になる規定でございます。同条第5号につきましては、保護者の疾病や事故などにより、一時的に預けるときは、日額計算とする規定でございます。

続きまして第4条、本条文では、保育料の減免措置をうたっておりますが、減免金額等につきましては、第8条の委任によりまして、教育委員会規則でうたっております。その内容につきまして説明したいと思います。お配りをしました資料、利用者負担額比較表をごらんください。

これまでは保育所で預かり4歳児が、新年度からは幼稚園となることから、保護者の負担額がどのようになるか。比較しながら免除額の説明をしたいと思います。保育所では階層が8階層までございますが、幼稚園では6階層となっております。1階層、生活保護法による非保護世帯。2階層、市町村民税非課税世帯。3階層、市町村民税所得割額が4万8,600円未満で、均等割のみの世帯及び、所得割のある世帯で、母子、父子、障がい者世帯。4の1階層までは全額免除となります。5階層は、市町村民税所得割額が4万8,600円以上の世帯となりまして、半額免除となります。6階層におきましては、5階層に該当しているものの中から、ゼロ歳から中学校卒業までの間に、子どもが3人以上いる場合は、6階層として4分の3の免除となります。一番右端は新4歳児がそれぞれの階層に、何名になるかを当てはめた人数となります。

これまでの保育所預かりから、幼稚園預かり保育になった場合、保護者負担が増額にならないよう階層区分を設けてあります。以上で、説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

(休憩時刻11時31分)

再開します。

(再開時刻11時32分)

質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村立幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村立幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第22号 伊江村預かり保育時食事代徴収条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第22号 伊江村預かり保育時食事代徴収条例の制定についての提案理由を申し上げます。

預かり保育時の食事代徴収に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるために、条例を提出するものでございます。

条例の詳細につきましては、教育行政課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

伊江村預かり保育時食事代徴収条例について、説明させていただきます。

こちら新条例制定でございますので、1条から読み上げ、その後必要箇所の説明をさせていただきます。めぐりまして、伊江村預かり保育時食事代徴収条例、第1条（趣旨）この条例は、預かり保育を実施する村内施設において、預かり保育時に係る食事代（以下「食事代」という。）の徴収に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条（食事代の額）食事代は、1食350円とする。

第3条（納入義務者等）食事代の納入義務者は、預かり保育を受ける幼児の保護者とする。2項、食事代は、毎月末日締めで、実施月の翌月10日までに納入しなければならない。

第4条（食事代の減免等）教育長は、前条に規定する納入義務者に対し、第2条に規定する食事代を減免することができる。

第5条（食事代滞納者に対する措置）第3条第1項に規定する納入義務者が食事代を滞納したときは、教育長は、預かり保育を中止することができる。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第6条（食事代の返還）すでに納入された食事代は、返還しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

第7条（委任）この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。という内容でございます。

同じように、第2条をごらんください。第2条の食事代1食当たり350円は、ケイタリングの食事代となります。続きまして第4条、本条にて、食事代の減免措置をうたっておりますが、1カ月を20日で計算しますと7,000円となります。減免額につきましては、4,000円を考えてございます。よって保護者負担は1カ月3,000円となります。日額計算となった場合は、1食当たり200円を村が免除しまして、保護者負担は150円となります。以上、説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

議案第21号と関連しますけれども、このタイトルですね。議案第21号については、伊江村立幼稚園預かりとなっているんですね。今回提案されているものについては、伊江村預かりとなっているんです。この違い、第1条についても、前のもの議案第21号については、伊江村立幼稚園において実施すると。ちゃんと限定していますけれども、今のものでは伊江村内施設においてとなっているけど、この違いはどうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

伊江村立幼稚園預かりというのは、今までは民間のほうで5歳児の預かりをしておりました。今回からは4歳児を預かるということで、これは伊江村立幼稚園で預かるということで、この規定を定めなければいけないので、条例として定めてございます。

預かり保育時食事代に関しましては、これまでの5歳児の分もあわせまして免除をしていくということで、伊江村内の施設ということになってございます。つまり食事代がこれまでは5歳児は弁当ということだったんですが、4歳児と同じように今回、ケイタリングが始まりますので、5歳児のほうも同じようにケイタリングをしまして、その食事代は徴収しますよということで、こういう条例になってございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

5歳児も4歳児も伊江村幼稚園で預かるわけでしょう。民間で預かるんですか。民間で預かるものも、この条例で350円で定めるといのはおかしいよ。そういう意味であれば。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

これまでは5歳児は民間で預かっております。そして新年度、4歳児の預かりがスタートする場合は、4歳児は幼稚園、5歳児は今までどおり、民間のほうで預かりを行います。

食事代に関しましては、5歳児のこれまでは弁当持参だったわけです。その保護者たちに対しまして、こちらはケイタリングサービスをしていきたいと思いますということで、この民間に対しての補助とか、免除ではございません。この保護者に対しての免除額ということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

念のために、民間で保育する子どもたちの食事代についても、村がケイタリングを出すと。その場合に「350円を取りますよ」ということですよ。了解。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村預かり保育時食事代徴収条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村預かり保育時食事代徴収条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時42分)

再開します。

(再開時刻11時42分)

日程第13 議案第23号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の

制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第23号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

沖縄県職員の旅費に関する条例に準じて、外国旅行の丙地方の追加等旅費を整備するため、伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する必要があるため、本条例を提出するものでございます。

なお詳細にわたる説明につきまして、総務課長からさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

それでは御説明を申し上げます。外国旅行の旅費の改正につきましては、外国旅行に係る地域の範囲を財務省令で定める指定都市、甲地方、乙地方、丙地方に準じ、丙地方を追加いたします。日当及び宿泊料を改正するものでございます。

それでは資料の新旧対照表で御説明させていただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。第1条 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。別表第2、外国旅行の旅費の日当及び宿泊料の欄中に、「丙地方」を追加し、議長、副議長、常任委員長、議員の日当を指定都市「5,400円」を「6,200円」に改め、甲地方「4,700円」を「5,200円」に改め、乙地方「4,300円」を「4,200円」に改め、丙地方を追加し、「3,800円」に改め、宿泊料を指定都市「1万6,700円」を「1万9,300円」に改め、甲地方「1万4,500円」を「1万6,100円」に改め、乙地方「1万1,400円」を「1万2,900円」に改め、丙地方を追加し、「1万1,600円」に改めるものでございます。備考のアンダーラインの「及び乙地方」を「乙地方及び丙地方」に改めるものでございます。

ページをめくっていただきまして、第2条特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。別表第3の日当及び宿泊料の欄に、「丙地方」を追加し、村長、副村長、教育長の区分を改め、議員旅費同様に日当を指定都市「6,200円」に改め、甲地方「5,200円」に改め、乙地方「4,200円」に改め、丙地方を追加し、「3,800円」に改め、宿泊料を指定都市「1万9,300円」に改め、甲地方「1万6,100円」に改め、乙地方「1万2,900円」に改め、丙地方を追加し、「1万1,600円」に改めるものでございます。備考のアンダーラインの「及び乙地方」を「乙地方及び丙地方」に改め、「または」を、漢字の「又は」に改めるものでございます。

ページをめくっていただきまして、第3表伊江村職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。別表第2の外国旅行の旅費、日当及び宿泊料の欄中に、「丙地方」を追加し、議員、特別職旅費同様に、医師の日当を指定都市「6,200円」に改め、甲地方「5,200円」に改め、乙地方「4,200円」に改め、丙地方を追加し、「3,800円」に改め、宿泊料を指定都市「1万9,300円」に改め、甲地方「1万6,100円」に改め、乙地方「1万2,900円」に改め、丙地方を追加し、「1万1,600円」に改めるものでございます。医師以外の職員の日当を、指定都市「4,000円」を「5,300円」に改め、甲地方「3,500円」を「4,400円」に改め、乙地方「3,200円」を「3,600円」に改め、丙地方を追加し、「3,200円」に改め、宿泊料を、指定都市「1万3,000円」を「1万6,100円」に改め、甲地方「1万1,500円」を「1万3,400円」に改め、乙地方「1万円」を「1万800円」に改め、丙地方を追加し、「9,700円」に改めるものでございます。備考のアンダーラインの

「及び乙地方」を「、乙地方及び丙地方」に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとしてございます。以上で改正内容の御説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

大変、勉強不足で申しわけないんですが、この甲乙丙の区別、どういうふうになっているのか。お願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

皆様方のお手元に資料をお配りしてございますが、指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方は、次に掲げる地域とするということで、一覧表のとおりでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

条例の見出しは、伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定というふうになっているんですが、第2条は「特別職」、それから第3条は「職員」の旅費になっているんです。議会議員の報酬及び日当の改定、改正であるにもかかわらず、特別職、あるいは職員も含むというのは、どういうことですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

議案につきましては、この伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に係る条例等「等」を入れてございまして、一部改正条例の制定ということにさせていただいております。今回は外国旅行の旅費の改正ということでございまして、今ロケット方式といいますか、関連する条例を一括して上程させていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私が質疑したのは、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定と、うたわれているにもかかわらず、特別職や職員の改定も含んでいるのはどういうことかということを知りたいんですが。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉議員、この条例の提案の方法がなかなか納得いかないということだと思っておりますが、まずは「伊江村議会の」という部分は、別にこれは「伊江村職員の」でもいいんです。要するに、3つの条例を上げるよりは、先ほど総務課長が言ったように、外国旅行、職員も外国旅行をしますから、そういうことで職員も特別職も、職員も外国旅行をするわけですから、3つの条例を上げるよりは、一つにまとめて提案したとい

うこととございます。そういう方法がありますので、ということで理解していただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻11時53分)

再開します。 (再開時刻11時55分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻11時56分)

再開します。 (再開時刻13時30分)

日程第14 議案第24号 伊江村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第24号 伊江村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

伊江村立幼稚園における2年保育実施に伴い、教員の数を増員するために本条例の一部を改正する必要があるため、この条例を提案するものでございます。

ページを開けていただきまして、伊江村職員定数条例の一部を次のように改正したいと思います。第2条第6号中「教員 4人」を「教諭 6人」に改める。というふうにしたいと思います。今回、「教員」を「教諭」にも改めていきたいと考えております。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行したいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第25号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第25号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、伊江村税条例の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものでございます。

今回の主な改正内容を先に申し上げたいと思います。大きく改正内容が、今回の税条例では3点ございます。まず1点目が、軽自動車税に「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は、「種別割」と名称が変更になります。この環境性能割というのが、別名でいうと「燃費課税」というふうに言われているようでございます。この改正に伴いまして、軽自動車税は、平成31年10月1日に消費税が増税になる予定ですが、1日以後に取得した車に対して適用されます。つまり購入するときに、この環境性能割というもので課税をされてくると、取得税です。買うときにこれまでの取得税がこの環境性能割ということになるということでございます。これと通常の軽自動車税が種別割ということで、この2つに今回の改正で構成されるということになっております。また後ほど、担当課長から細かい説明もあると思いますので。

それから2点目は、こちらも消費税が10%引き上げられた際に、法人住民税、法人税割の税率を引き下げる内容でございます。住民税、法人税割の税率を引き下げる内容でございます。

3点目には、中小企業が生産性向上につながる設備を、新規取得した際に、固定資産税の特例を設ける改正内容ということになっております。

以上、3点が今回の主な改正の内容でございますが、詳細にわたる改正内容につきましては、担当の住民課長から説明がありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

それでは新旧対照表にて、御説明いたします。

1ページをお開きください。第18条の3中、「軽自動車税」を「種別割」に改めます。第19条では、軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、延滞金の規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。第34条4中、「9.7」を「6」に改めます。こちらが先ほど、副村長より御説明のありました法人税率の引き下げに関する条文となっております。第80条につきましては、(軽自動車税の納税義務者等) について、環境性能割の導入や、種別割への名称変更による規定を整備する条文でございます。改正前の第80条2につきましては、条例の並びの整合性を図るために、削除を行います。第81条は、(軽自動車税のみならず課税) について規定しておりますが、例えばリース契約による使用者を「所有者」とみなして課税することができることを定めたものでございます。

3ページをお願いいたします。第81条の2については、先ほど御説明いたしました改正前の80条の2をここで規定しております。第81条の3から4ページにかけての第81条の8までについては、すべて環境性能割の新設による改正新条文となっております。

4ページ、82条につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することや、表示区分の変更でございまして、区分や税額は現行からの変更はございません。

5 ページをお願いいたします。第83条の見出し中から85条までの軽自動車税を種別割に改めまして、同条後段のただし書きと追加条文の第86条については、徴収の方法についての内容となっております。

6 ページをお願いいたします。第87条の見出しから、第88条について、「軽自動車税」から「種別割」、「本節」から「この節」、「第33号の4様式」から「第33号の4の2様式」、「第80条第2項」から「第81条第1項」へ、それぞれ改めます。

7 ページ、お願いいたします。第89条におきましても、見出しから本文中の「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「もの若しくは村長が必要と認める」を削り、「軽自動車税等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「ことができる」を削ります。第90条でも見出しから本文中の「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中の「本項」を「この項」へ改めます。同条第1項中、軽自動車等の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「ことができる」と、1号中の「のうち、村長が必要と認めるもの」を削ります。

8 ページをお願いいたします。同条第3項中、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め。第91条第2項中、「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、そして第2項と第7項中の「軽自動車税」を「種別割」に改めます。

9 ページをお願いいたします。附則第10条に、次の1項を加えます。「2項、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。」この条文が生産性向上につながる設備を、新規取得した際に、固定資産税の特例を設ける改正内容となっております。新たに附則第15条の2から、第15条の6を加えます。この新規条文につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、沖縄県が行うことを規定した内容となっております。この特例の背景には、環境性能割は自動車取得税にかわって導入されたものでございまして、自動車取得税の賦課徴収は、沖縄県が行っていた経緯があることから、当分の間、沖縄県が行うこととする経過措置となっております。

10 ページをお願いいたします。附則第16条につきましては、種別割の税率の特例で、現行条例で行っている軽自動車税の課税を種別割についても行うため、引用条項や字句などを整備するものでございます。附則第16条の2、第1項から第4項までを削り、削除を加えます。

12 ページをお願いいたします。こちらのほうは、平成26年伊江村条例第20号で制定しました伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。附則第6条中、軽自動車税の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「伊江村税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例」を加えます。

13 ページにかけての表につきましては、本条例において、第82条が改正されることとあわせた文言の整備となっております。

14 ページをお願いいたします。こちらは平成27年伊江村条例第21号で制定した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。附則第6条、第7項の表、第19条第3号の項中、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改めます。なお本条例の附則といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行する。と定めますが、ただし書きといたしまして、第1条中、附則第10条の2項に加える改正につきましては、公布の日から施行すると定めたいと思います。第2条では、村民税に関する経過措置として、第1条の規定による改正後の第34条の4の規定は、この条例の「施行日」以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日、以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお、従前の例によると定めたいと思います。第3条では、経過措置として、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車税に対して適用するとし、2項では、軽自動

車税の種別割に関する部分は、平成32年度以降で適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前によると定めたいと思います。以上で、改正内容についての御説明を終わります。

次に、お配りしました資料でございますが、本条例改正で一番大きい、軽自動車税の環境性能割について、その創設をした内容と時期、そして税率、課税標準が軽自動車税の取得価格、税率が非課税から2%ということで、賦課徴収は先ほど申し上げましたとおり、当面の間、県のほうで賦課徴収を行うと。免税点50万円につきましては、旧自動車取得税と免税点は一緒でございます。

下のほうに、今年の9月30日までの現行自動車取得税の課税、税率を設けておりますが、10月1日以降、このような形で自動車、軽自動車を購入した際に、取得した際においては、環境性能割という形で税率が発生するというところでございます。左欄の31年から、平成31年10月1日から翌年の9月30日の臨時的軽減というのは、10月1日からの消費税増税に関連しまして、取得時の負担感を緩和するために時限的な、臨時的な軽減措置として設けております。翌年10月1日以降につきましては、このような形での税率となります。下のほうに一応、環境性能割の税率も、自動車取得税とかわらず、ただ減税対象となる燃費基準が、今回の環境性能割から緩和されておまして、現行の自動車取得税よりは減税対象となる車種がふえることになっております。以上で、御説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

新旧対照表の3ページの第81条の5について、伺います。第81条の5は、徴収の方法について、定められていますが、環境性能割の徴収については、「申告納付の方法によらなければならない」とありますが、この環境性能割がこの車を持っている人にとっては、私は自分の車がそういう環境性能割か、どういうふうになっているかわかりませんが、これは自主申告なのかどうかという点。

それから次のページの第81条の7には、罰則みたいな、不申告等に関する過料があるんですが、申告を忘れたときには、また過料を科すということになっているんですが、これ自主申告なのかどうかという点。

それから第82条、軽自動車税の税率となっているんですが、実際は金額になっているんです。これ「税率」ではなくて、「税額」ではないかという点、この2点について、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

まず初めに、第81条の5、徴収方法、申告納付の方法によらなければならないとなってございます。こちらのほうが今、こういう形で翌年10月からこういう形の制度がスタートするんですけれども、当面の間、県のほうで賦課徴収して、環境性能割分という形で、市町村のほうに交付と申しますか、軽自動車税としての環境性能割分としての交付をするということでございます。当面の間は、そういう形態をとりながら、今実際のところ、車を買った際において、購入価格と取得税、そしてその他もろもろの税につきましては、その時点において、納めていらっしゃるのかということからすると、その時点において、申告、納付という考え、解釈のかなということ、今考えております。

続きまして81条の7、環境性能割に係る不申告等に関する過料につきましても、先ほどの81条の5というところとも関連するのかなと思いますけれども、個人で売買とかした際においては、やはりそういった形での、先ほど議員もおっしゃってました環境性能基準に満たした形での税率がもうけられている以上、そういった形で申告、自主申告した際に、誤り等があった場合も想定されることから、この条文を設けております。

続きまして82条（種別割の税率）という点にございますけれども。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

（休憩時刻13時51分）

再開します。

（再開時刻13時53分）

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

先ほど保留となっております点につきまして、お答えいたします。第82条の税率となっているが、金額となっている点につきましては、税におきまして税率は、税額と税率は同じであるという解釈のもとでなっていると考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

環境性能割ということについては、自分の車が環境性能割がどういうふうになっているかというのは、ほとんどの人が知らないと思います。これは申告納付の方法といいますが、先ほど売買するときに、どうのこうのという話があったんですが、これは新車を買うときに、この買ったところが支払う、徴収するのかどうか。これは第81条の5と、81条の7とは、全然違うのかということ。支払うところが、81条の5は、買ったところが払うのか。それから81条の7は売買した人が払うのか。罰則がありますよね。これは自主申告する方法がわからないんです、これでは、どうですか。

それともう1点、先ほどの税率について、配られた資料によりますと、軽自動車を取得した際には、自動車取得税が課税、燃費どうのこうの。税率が何パーセントとあります。先ほどの条例では、税率と書いて実際の金額が書かれています。その税率と書いてもパーセントを書いても額を書いても同じだというような答弁でしたが、もっとこの税条例というのは難解ですから、もっとわかりやすい言葉を使っていただきたい。そういうふうに思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

（休憩時刻13時57分）

再開します。

（再開時刻14時02分）

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

改めまして御説明いたします。81条の5につきましては、今現行に今既に自動車を買った際において、買われたユーザーの方が業者のほうに車体価格と取得税を納めていますが、今回の環境性能割につきましても、このような形で納付という形になります。81条の7につきましては、例えば個人間での売買を行った際におきまして、例えばこちらでいう資料にございます32年度基準プラス10とか、そういったものの表記が車検証のほうに表記されておりますので、それをもとにその税率をやって適正かどうかというところで判断をいたしますので、疎意がございましたら、その部分に関する条文でございます。

続きまして最後の第82条の（種別割の税率）と表記している額でございますが、税におきましては、税率と額は一緒と解釈ということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第26号 伊江村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第26号 伊江村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

母子及び父子家庭等医療費助成事業について、現行の償還払い制度から自動償還払い制度への移行に伴い、本条例を改正する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、福祉課長から説明がありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

それでは引き続き、伊江村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、大枠概要を申し上げ、条文の御説明をいたします。

初めに、母子及び父子家庭等医療費助成の対象者は母子家庭の「母と児童」、父子家庭の「父と児童」養育者が養育する父母のいない児童が助成対象となります。対象区分は公的医療保険の適用を受けた自己負担分の医療費が対象となります。既に執行されております子ども医療費助成、12月定例会で議決いただきました重度心身障害者医療費助成制度に次ぐ、自動償還払いへの移行に伴う改正で、役場での申請が省略され、申請漏れや受給者の負担軽減が図られます。

それではお手元の新旧対照表をもとに、御説明をさせていただきます。用語の定義についてでございます。

第2条第1項第2号にて規定しております母子家庭の母についての定義を、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改めます。同項に規定されている母子及び父子並びに寡婦福祉法、第5条第1項を第6条第1項へと改め、さらに「であって」を削り、「又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を申し立て」を加えます。解釈としては、配偶者からのDVで、避難、保護を受けている女子も対象とする旨の内容でございます。同項第3号中「法第5条第1項」を「第6条第2項」に改め、「であって」を「又はDV防止法第10条第1項の規定による命令を申し立て」に改めます。父子家庭にも前号の解釈を適用する内容でございます。

次に第2項第3項中「組合」を削り、同項第4号中「等」を削り、同項第7号に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）を加えます。こちらは後期高齢者医療保険のことを示しております。

次に第3条第1項中「なお」を「ただし」に改め、「区域外」の後に「（日本国内に限る。）」を加え、対象とすることができる。の後に「また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、本村を生活の拠点としていることが明らかでやむを得ない事由（配偶者からの暴力から逃れるため、居所を明らかにできない

場合など)で住民票記載の申請が行えないときは、本制度の対象として差しつかえない。を加えます。

次に第3条第2項から第5号においては、県の要綱の改正に伴う各号の改正で、児童福祉法など、その他の法律により、要保護、保護または公的扶助を適用されている児童、保護者は助成の対象としない旨の内容でございます。

次に第4条第1項第1号中「5月」を「10月」に改めます。

次に第6条第1項中「8月1日から翌年7月31日」を「11月1日から翌年の10月31日(経過措置として有効期間が平成31年7月31日の証書については、有効期間を平成31年10月31日まで延期する。)」に改め、同項ただし書き中「7月31日」を「10月31日」に改めます。

4条、6条においては、平成31年度より、児童扶養手当の支払い回数が、現行の4回から6回に見直されることから、所得の見直しの月、有効期限の変更をうたった条文でございます。

次に第7条中「健康保険法第43条の9第2項の規定に基づき、厚生大臣の定めるところにより算定した額をいう。」を「規則で定める保険給付に係る費用の額」に改めます。同条の解釈は、高額医療費、子ども医療費など、他制度の助成を受けた医療費は対象外とすることと、規則で定める内容でございます。

次に第8条第2項に前項の規定にかかわらず、受給者が保険医療機関において受給者証及び被保険者証等を提出して医療を受けた場合は、村長が沖縄県国民健康保険団体連合会から当該医療に係る助成金の額の算定に必要な事項の通知を受領したことをもって、同項の申請があったものとみなすを加えます。こちらは、保険医療機関へ受給者資格を提出することで、役場への申請を省略し助成を受けることができる旨の内容となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年1月15日から適用してございます。以上もちまして、御説明といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第27号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第27号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

伊江村野球場の完成等に伴い、本条例を改正したく提案するものでございますが、今回一部改正等がございましたが、条例のわかりやすさ、理解のしやすさ、整理が必要などころがありましたので、全部を改正したく、本条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育行政課長から説明がありますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例について、説明させていただきます。本条例は、野球場の完成に伴い、名称及び位置、及びその使用料について、追加するものでございますが、先ほど副村長から説明がありましたが、これまでの別表がわかりづらく、新たに別表を追加する場合、統一した表にならないことから、別表全部を改正することとしました。それに伴いまして、条文も変更が生ずるため、全部改正ということとさせていただきます。よって、基本的に変更または追加となった箇所の説明とさせていただきますと思います。

まず、第2条をごらんください。第2条（名称及び位置）につきまして、改正前は別表第1としておりましたが、改正後は条文の中に表を入れまして、多目的屋内運動場の項の次に、伊江村野球場。位置の欄の最後に伊江村字東江前2439番地を追加してございます。

続きまして2ページ、別表第1から別表第2につきましては、改正前の別表第2の体裁を整えまして、伊江村B&G海洋センターの使用料を別表第1としまして、2ページのほうの別表第1のほうは、伊江村B&G海洋センターの使用料としまして、次のページ、3ページの中になりますが、多目的屋内運動場の使用料を別表第2としております。

次、4ページお願いいたします。別表第3をごらんください。こちらは野球場の使用料として、新たに追加になったものでございますので、読み上げたいと思います。区分、備考、利用1時間当たりの村内、村外という順で読み上げていきたいと思っておりますので、お願いいたします。まず野球場、練習、小中高生、利用1時間当たり、村内無料、村外1,000円。一般・大学生、村内1,000円、村外2,000円。実業団チーム、午前9時から午後5時まで、村内3,000円、村外3,000円。午後5時から午後9時まで、村内4,000円、村外4,000円。職業チーム、午前9時から午後5時まで、村内5,000円、村外5,000円。午後5時から午後9時まで、村内6,000円、村外6,000円。興行・その他、午前9時から午後5時まで、村内5,000円、村外5,000円。午後5時から午後9時まで、村内6,000円、村外6,000円。

大会又は興行、入場料を徴収しない場合、小中高生、村内500円、村外500円。一般・大学生、村内1,000円、村外1,000円。実業団チーム、午前9時から午後5時まで、村内3,000円、村外3,000円。午後5時から午後9時まで、村内4,000円、村外4,000円。職業チーム、午前9時から午後5時まで、村内5,000円、村外5,000円。午後5時から午後9時まで、村内6,000円、村外6,000円。興行・その他、午前9時から午後5時まで、村内5,000円、村外5,000円。午後5時から午後9時まで、村内6,000円、村外6,000円。

入場料を徴収する場合、小中高生、村内1,000円、村外1,000円。一般・大学生、村内2,000円、村外2,000円。実業団チーム、午前9時から午後5時まで、村内5,000円、村外5,000円。午後5時から午後9時まで、村内6,000円、村外6,000円。職業チーム、午前9時から午後5時まで、村内7,000円、村外7,000円。午後5時から午後9時まで、村内8,000円、村外8,000円。興行・その他、午前9時から午後5時まで、村内7,000円、村外7,000円。午後5時から午後9時まで、村内8,000円、村外8,000円。

付属施設につきまして、照明施設、村内ソフトボール使用2,000円、軟式野球使用3,000円、次のページを

お願いします。硬式野球使用4,000円。村外ソフトボール使用3,000円、軟式野球使用4,000円、硬式野球使用5,000円。

ブルペン（1塁・3塁）これは野球場に付属施設ということで無料でございます。冷暖房500円、放送施設300円、スコアボード300円、ピッチングマシン200円。

衛生費、大会・職業チーム、利用1時間当たり500円。興行、利用1時間当たり1,000円。練習は無料でございます。

備考、その1 ①使用するための準備及び片付けに要する時間は、使用時間に含むものとする。②時間を延長して使用する場合は、1時間未満であっても1時間とみなし追加料金を徴収する。③職業チームとは、プロチームである。

その2 長期間野球場を使用する時は、以下のとおり減免する。①7日間以上13日間以内は、使用料10%減免する。②14日間以上20日間以内は、使用料20%減免する。③21日間以上は、使用料30%減免する。

※上記①から③の付属施設使用料は免除する。以上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

使用料の区分について、細かく説明されましたけれども、この使用料の支払方法はどういうふうに行われているのか、お伺いします。現金なのか、あるいは予約したときに払うのか。利用した後に払うのか。前払いなのか、後払いなのか、含めて。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

基本的に例えば野球場を使用するときに、1週間そこを借りるという予約をした場合であっても、雨天とかで使えない場合があります。ですので見積もりを作成して送付して実績に基づいて、後払いで振り込んでもらうという形が多かろうと思います。ただ、中にはその日払いをしたいというチームもあると思いますので、その場合はそのまま受け取って、領収書を発行して伝票処理するという形になろうかと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

この料金表ですね。野球場と付属施設が、それと衛生費とかが別になっていますけれども、基本的には野球場の使用料プラス付属施設の、衛生費というのがありますが、これはまた別追加で取るんですか。例えば、野球場の練習で1,000円だったら、1,000円プラスまた衛生費が500円なり、1,000円なり追加していくことですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

まず野球場を使用して付属施設、それは別途料金になります。衛生費についてですが、練習の場合は、表のほうにはありますが、無料となります。ただ興行とか、職業チームとかが使用する場合、野球場を練習から使用するときに、例えば野球場の使用料がかかります。ですが例えば料金を取って、その開場がありますよね。開場して、そこからカウントをして、この衛生費の場合は、入場者がいたりとかして、そこでごみな

どを落とされたりするので、そこからの1時間当たりというような考え方になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

実業団チームの例えば上の午前9時から午後5時まで使った場合、3時間例えば使ったとしたら、9,000円プラス、または衛生費の3時間掛ける500円、1,500円。1万500円になるということですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

まず大会の職業チームというのは、プロチームでございますので、実業団は入っておりませんので、そこは無料になります。ただ大会等で、この大会も基本的には料金を徴収する場合ということが基本ではございますが、それプラストイレ等を利用いたしますので、そこで衛生費が発生すると。基本的には大人数で観客が来られる場合、その場合に衛生費が発生するという考え方で、大会または職業チーム、プロチームのときは500円、興行はそこで催しを行って、基本的に大勢の方が入りますので、それで1,000円という設定をしてございます。ですので練習等は無料となります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

入場料を徴収しない場合の実業団の午前9時から5時までは3,000円ですよ、村外だったら3,000円ですよ。3時間使ったら、そこで9,000円になりますよね。その場合もまたこの衛生費の500円も3時間分取るということですか。ということは今、聞いているんです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

大変、わかりにくい答弁で失礼いたしました。その場合は料金は発生いたしません。取りません。衛生費の料金は発生しません。ということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

いつ、衛生費は発生するの。取ると言ったり、取らないと言ったり。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

衛生費の基本的な考え方は、観客がたくさん入って、そこでトイレとか使用したり、またいろんな飲み物、食べ物、そういったものをそこで飲み食いするという部分を考えまして、衛生費というのがございまして、大会を持っている場合、そしてプロのチームがやる場合、あと興行、そこで何かイベントとかをお願いされて、そこを会場にイベントをした場合、大勢の人が入るという考え方から、料金が発生するという考え方を持っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内田竹保議員

直接、条例の関係ではありませんけれども、今回の体育施設の全般において、今後は教育委員会のほうで全てを管理するということになるわけです。これまで去った日立製作所がキャンプに来たときに、商工観光課の万寿課長が先頭に立って、一生懸命世話していたんですが、私たちから見ると、実際にどこの管轄になるのかというのが、今まででありましたけれども、これからは教育委員会が全て見るということになっておりますが、村長、将来的にこれだけスポーツコンベンションを打ち出しているわけですから、仮称になりますが、それは私の考えですが、スポーツ振興課あたり、単独で独自でそういった管轄する課を設置すべきではないのかと思います。これからいつになるかわかりませんが、陸上競技場も建設を予定されているということなんですが、それも含めて何か単独にこれを管理する課を設置したほうが、村外からも村内の皆さんもわかりやすいのではないかと思うのでありますが、今後においてそのスポーツを管轄する所管課といいますか。それを設置する考えはありませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

ただいまの内田議員の御質疑にお答えする前に、とりあえず当面は、施設の管理は教育委員会、そういう施設を使つてのスポーツコンベンションですが、誘客については、商工観光課が担うということで、内部的にはその辺の統一制は持っていて、現在もそれに倣って対応をさせていくという状況ですので、この辺は御理解をいただきたいと思います。そしてただいまの御指摘については、将来的にはその必要性は十分認めておりますので、今後内部で組織の改正ですか。機構改革を含めた中で、これだけの巨費を投じてつくった施設の有効活用、そして村民的にもそういう施設をつくって、本当に活用できるのかというような懸念、危惧もあるのは十分認識をしておりますので、そういう部分をつくった後で、しっかりと活用をして、島の観光推進、あるいは地域の活性化につなげるような組織の改編は必要だと思っております。内部のほうでしっかりと議論をしながら、そのとき、でき上がったときにまた議会のほうにも提案をさせていただければと思っております。将来的にはそういう必要性を十分感じておりますし、北部では国頭村が少し先んじていますので、その辺も参考にしながら、そういう体制といいますか。受け入れ態勢、スポーツコンベンションの受け入れ態勢と、維持管理もしっかりできるような態勢づくりを今後、内部で議論を加速させていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第28号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第28号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定についての提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、指定期間の満了に伴い、施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案をして、議会の審議をお願いするものでございます。

1. 指定管理の対象施設が、伊江村特産品加工施設、所在地が伊江村字東江前1627番地の3。2. 指定管理に指定をしたいという者は、伊江村字東江前1627番地の3、株式会社伊江島物産センター、代表取締役社長 新城良和に指定管理をお願いしていきたいと思っております。3. 指定管理の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

現在も物産センターのほうで、その特産品加工施設は指定管理をしている中で、引き続き指定管理をお願いをしたいという提案でございますので、ひとつ御審議方、よろしくお願いをいたします。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

指定管理の方法について、説明をお願いしたいんですが、先ほど村長がおっしゃったように、これまでも物産センターが管理をしておりますと。期限がきたので変更の議決なんですけど、この際、再指定というのか。再指定については、おのずと条項上、そのまま引き継ぐことができるということで、条例上書かれているのか。つまり、公募してから新たにやるのか。その現在指定されている物産センターを優先して、指定管理ができるのかということを確認したいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

村の指定管理の条例の中に、公募もできるようになっておりますし、特に村長が適当と認める者という条文もございます。その中で今回、同じく伊江島物産センターを新たに指定管理者として指定したく、今回の提案となっているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

去った12月の定例会で一般質問をしまして、この加工センターのものが絡んでの答弁がありました。その中で、加工品に関しては、できるだけその加工施設を使ってほしいという内容でありまして、今回この指定管理をするにあたり、その内容、機械器具の内容等の詳細は、この中ではうたわれていないんですが、わかりづらいところがあって、村民の皆さんがどういった施設かというのは、詳細にどういった機械が入っていると、余計にわかりづらいと思います。そういった絡みもありまして、今回指定管理が5年間ですよね。指定管理が決まった時点で、その人の紹介も兼ねて、広報誌イーハッチャー等で内容、その施設にどういったものがあるか。そしてどういった加工品がつけられるのか。そしてその指定管理者の紹介等も含めて周知した

ほうがいいと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

議員お説のとおり、やはり周知不足もあったかなと思っております。この加工施設にどのような機械があつて、どのようなものが加工できるのかというのは、やはりもう少し村民へ周知していかないといけないと思っております。これは近々広報に、担当とも相談しながら、スペースを設けて、どんな加工品がつかれますよという、機械の備品設備も含めて、紹介していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻14時43分)

再開します。

(再開時刻15時00分)

日程第19 議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更についての提案理由を申し上げます。

伊江村の辺地総合整備計画は、平成30年度から34年度までの5年間の計画を立てて、現在事業を進めておりますが、このたび新規事業の追加に伴い辺地総合整備計画の一部変更を行う必要がございますので、上程をさせていただくものであります。この辺地総合整備計画の変更につきましては、あらかじめ沖縄県知事と協議の上、議会の議決を経て、総務大臣に提出するというようになっております。そこで平成31年2月には、沖縄県知事と既に協議を行いまして、平成31年2月27日付で、沖縄県知事から総合整備計画の変更協議について、異議がない旨の回答を得ておりますので、今議会に御提案をさせていただくものでございます。なお変更の箇所につきまして、担当の政策調整室長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

変更内容について、御説明をさせていただきます。

3枚めくっていただきまして、3. 公共的施設の整備計画という新旧対照表をもとに御説明を申し上げます。左側の欄の変更後の部分にアンダーラインを引いてございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

その変更後の表ですが、事業の追加に伴う事業費等の変更がございます。内訳といたしまして観光又はレクリエーションに関する施設に、平成31年度及び32年度に実施する伊江村多目的交流センター、いわゆる合宿施設でございます。整備事業費として10億945万3,000円の追加となります。それに伴い総事業費は、「78億8,623万1,000円」から「88億9,568万4,000円」となります。特定財源におきましては、「62億3,909万円」から「70億4,665万1,000円」に変更となります。一般財源におきましては、「16億4,714万1,000円」から「18億4,903万3,000円」に変更し、辺地対策事業債の予定額が「16億3,950万円」から「18億4,050万円」に変更となります。

次のページ、資料として添付してございますA3の新旧対照表になります。細かな字で大変申しわけございません。これ以上コピーができなくて、左側の欄、新（変更後）となっております。下から5行目あたりに「沖縄北部連携促進特別振興事業」という項目がございます。この欄が追加となっているところでございまして、数字が細かくて申しわけないですが、右側に行きますと、真ん中のあたりに平成30年度以降合計という欄が、横のほうにすべっていくと10億945万3,000円という数字がごらんいただけると思います。この欄が追加になって、総額この事業計画の変更をする理由となっております。

以上で、伊江辺地に係る総合整備計画の変更についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第13号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第6号）、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第23号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億895万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,312万5,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によりたいと思います。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によりたいと思います。

5ページの第2表の繰越明許費について、説明をいたします。8款土木費、6項の港湾費で、離島定住環境基盤整備事業（推進交付金）で事業予定をしておりますが、3,400万1,000円を繰り越して、事業を執行

してまいりたいと思います。

次の6ページ、第3表の地方債の補正、地方債の目的で、1節の過疎対策事業債で、補正前の額3,600万円に、1億5,000万円を追加いたしまして1億8,600万円。2節の一般単独事業債で550万円から300万円を減じまして、250万円。8節の学校教育施設等整備事業債2,550万円から2,550万円皆減をいたしまして、金額はゼロ。10節の辺地対策事業債4億2,000万円から1億7,490万円を差し引き減額いたしまして、2億4,510万円。12節の公共事業等債3億2,000万円から2,000万円を減額して、3億円ということで、5つの事項にわたりました。補正前の額が8億700万円から7,340万円を減じまして、7億3,360万円を起債をいたしまして、事業の執行に充てていきたいということでございます。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございます。

詳細にわたりましたは、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

事項別明細書をもちまして、御説明いたします。歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目個人452万2,000円は、1節現年課税分となっております。納付実績に伴う計上でございます。

2ページをお願いいたします。1款2項1目固定資産税95万7,000円は、2節滞納繰越分となっております。納付実績に伴う計上でございます。

3ページをお願いいたします。1款3項1目軽自動車税32万8,000円の減額でございます。当初3,908台の課税台数を見込んでおりましたが、実績で3,840台、68台の減となっておりますので、減による計上高でございます。

4ページをお願いいたします。1款5項1目鉱産税13万4,000円の減額は、年度末までの収入見込みを勘案いたしまして減額しております。

5ページ、3款1項1目利子割交付金3万5,000円の減額。

6ページお願いします。4款1項1目県民税配当割市町村交付金7,000円の増額。

7ページ、5款1項1目県民税株式等譲渡所得割市町村交付金5万9,000円の増額。

8ページ、6款1項1目地方消費税交付金863万6,000円は、細節1. 地方消費税交付金482万4,000円、細節2. 社会保障財源化分381万2,000円、それぞれ増額での計上でございます。

9ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金22万3,000円の減額。

10ページお願いします。8款1項1目自動車取得税交付金261万8,000円の増額。

歳入5ページから10ページまでは、全て県からの交付見込額通知に基づきまして、計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

11ページです。11款1項1目地方交付税の細節1. 普通交付税227万円増額につきましては、国の補正予算成立に伴う地方交付税の追加交付でございます。

ページをめくっていただきまして、14款1項1目総務使用料2万7,000円増額は、コピー使用料の実績によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

歳入の12ページ、衛生使用料ですけれども、保健師住宅の使用料が計上漏れておりましたので、39万6,000円、これを3万3,000円の12カ月分を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

歳入12ページ、4目商工使用料、1節、細節1. 施設清掃管理料は、青少年旅行村入場者の実績見込みによります5万2,000円の減額、細節5. 伊江島はにくすに施設使用料40万円につきましては、ホール、セミナールームの使用料の実績見込みによる増額計上でございます。細節6. 伊江島はにくすに光熱水費使用料40万円の減額につきましては、はにくすに施設に入居する4団体からの光熱水費を徴収し、歳出で施設全体の光熱費を支払う方式をとっておりますが、昨年度空調整備の改修により電気代の負担が軽減されたことによる減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

13ページをお願いいたします。2項1目総務手数料19万1,000円の減額は、1節徴税手数料2万6,000円の減、2節戸籍住民基本台帳手数料16万5,000円の減となっております、それぞれ実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

4目農林水産手数料711万4,000円の減額は、細節2. 堆肥販売料の実績見込みによる減額計上でございます。当初計画で完熟袋詰め15キロですが、2万2,000袋が実績見込みで2万袋、バラ中熟4,560トンが実績見込みで2,800トンと、販売料の実績見込みによります減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳入14ページをお願いします。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節児童手当国庫負担金238万円の減額補正につきましては、細節1. 3歳未満被用者、社会保険加入者分で128万3,000円の減額、国負担は45分の16でございます。細節2. 3歳以上中学校修了前被用者、同じく社会保険加入者分で118万7,000円の減額、細節3. 非被用者、国民健康保険加入者分で5万円の減額、細節4. 特例給付、所得制限の係る区分で14万円の減額。細節2. から細節4. まで、国負担が3分の2補助で、実績による増減補正でございます。6節、細節7. 障害福祉サービス費国庫負担金、障害者福祉施設利用料で61万4,000円の減額、国負担2分の1で、交付決定による補正計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

同じく14ページの2目2節母子保健衛生費負担金ですけれども、未熟児養育医療費負担金、これは県からの決定通知によりまして9万5,000円の減額で計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳入15ページ、1目民生費国庫補助金、細節1. 障害者総合支援事業費補助金13万7,000円の増額補正につきましては、システム改修に伴う追加内示による計上で、補助率は2分の1でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金 城 和 廣 君

同じく2目衛生費国庫補助金33万2,000円の減額でございますが、3節清掃費国庫補助金、細節90. 実績に伴う計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

同じく5目教育費国庫補助金900万円の減額でございます。12月の補正4号にて、伊江小学校ブロック塀改修工事に係る補助金を計上しておりましたが、次年度調整交付金にて実施することになりましたので、全額減額してございます。よって、平成31年度に改めまして、予算計上しますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

同じく7目総務費国庫補助金50万6,000円の減額は、細節17. 通知カード等関連事務交付金となっております、国からの通知に基づきまして計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮 里 正 邦 君

歳入の16ページをお願いいたします。3項委託金、3目農林水産業費委託金、補正額が5万6,000円の減額となっております。細節1. 農業者年金事務委託金、細節1. 農業者年金市町村業務委託金、これは実績に基づく減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳入17ページ、1目民生費県負担金、2節児童手当県負担金41万4,000円の減額補正は、細節1. 3歳未満被用者については、県負担分45分4、細節2. から細節4. については県負担分6分1の増減補正で実績による計上でございます。5節身体障害者福祉費県負担金、障害福祉サービス費県負担金30万7,000円の減額補正については、交付決定による県負担分4分の1の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

同じく17ページの衛生費県負担金、母子保健衛生費県負担金の未熟児養育医療費負担金ですけれども、県の負担率が4分の1でございますが、県からの通知によりまして4万8,000円の減額を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮 里 正 邦 君

3日農林水産業費負担金3,000円の減額となっております。内訳は1節農業委員会交付金、3,000円の減額補正でございます。実績見込みによる減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

18ページをお願いいたします。16款2項1目総務費県補助金、細節53. 地方バス運行対策補助金7万7,000円の増額につきましては、沖縄県からの交付決定によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

細節1225. 沖縄県町村支援事業費補助金につきましては、1,705万3,000円の増額補正でございます。一括交付金のソフト事業を実施する上で、財政力の弱い町村の財政負担を補うために、県が交付する補助金でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

同じく2目民生費県補助金、1節、細節2. 老人クラブ活動助成補助1万9,000円の減額補正につきましても、交付決定による計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

3目の衛生費県補助金、5節の自殺対策緊急強化補助金ですけれども、県からの決定通知に基づきまして2万7,000円の増額の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

4目農林水産業費県補助金1,118万7,000円の減額は、細節66. 森林環境保全直接支援事業から、細節149. 島ヤサイ産地拡大推進事業まで、委託料、工事等、事務事業実績に伴う減額でございます。特に減額の大きい事業を説明いたしますと、細節136. 災害に強い栽培施設の整備事業補助金263万4,000円の減額は、今回太陽の花の組合員3人で平張り施設を導入しております。その事業実績に伴う減額でございます。細節142. 特定地域経営支援対策事業735万6,000円の減額は、黒糖工場に整備いたしました精脱葉施設及びハーベスターの事業実績に伴う減額でございます。細節92. スーパーL資金利子助成補助金5万1,000円の計上は、県の補助金が確定しましたので、計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮 里 正 邦 君

同じく2節農業委員会費補助金25万7,000円の減額補正となっております。細節3. 機構集積支援事業補助金、これは県からの交付決定に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

5目商工費県補助金、細節17. 消費生活相談事業補助金2,000円の減額につきましては、沖縄県からの交付確定による減額措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

7目教育費県補助金2,333万円の増額でございます。西小学校教員宿舍整備事業の補助金でございますが、基準単価入れ替えに伴う追加交付でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

19ページお願いいたします。16款3項1目総務費県委託金、3節統計調査費委託金29万2,000円の減額につきましては、指定統計調査事務費の実績によるものでございます。5節選挙費委託金109万7,000円の減額につきましては、沖縄知事選挙の事務費の実績による減額措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

4目農林水産業費県委託金20万2,000円の減額は、細節82. 83. さとうきび関係の委託業務でございますが、ともに事業の確定通知に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 山城直也君。

○ 会計管理者 山 城 直 也 君

歳入20ページをお願いいたします。17款1項2目利子及び配当金の64万円の減額は、細節1. 株式配当金は6万3,000円の増額です。細節2. 基金利子において70万3,000円の減額は、金利の低下の影響によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

21ページをお願いいたします。18款1項3目総務費寄附金200万円の増額につきましては、ちゅら島づくり応援寄附金の実績見込みにより増額補正でございます。

ページをめくっていただきまして、19款2項1目財政調整基金繰入金1億3,968万6,000円の減額につきましては、本補正予算の財源調整額として減額措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

同じく7目地域福祉基金繰入金388万9,000円の減額補正につきましては、後期高齢者臨時特別生活支援基金へ充当した原資で、75歳以上の村民税、非課税者に対し、1人当たり3万6,000円を給付する事業で、対象者715人に対し、実績において607人の申請で、その差額分の補正計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

11日特定防衛施設周辺整備調整交付金基金の73万円の増額につきましては、特別事業対策費の水道施設整備事業に充当するための予算措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 山城直也君。

○ 会計管理者 山 城 直 也 君

歳入23ページ、21款2項1目村預金利子63万8,000円の減額は、同じく預金金利の低下によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳入24ページをお願いします。21款3項4目過年度収入、細節5. 障害者自立支援給付費精算分136万円の増額計上につきましては、平成29年度更生医療精算分として、国87万4,000円、県48万5,000円の追加交付の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

6目雑入でございます。総務課に関するものでございますが、細節20. 雇用保険料負担金2万9,000円の増額につきましては、実績によるものでございます。細節34. 新市町村振興宝くじ助成事業、細節64. 屋外広告物許可申請手数料、細節91. 電柱及びN T T柱使用料分の減につきましては、それぞれ実績によるものでございます。細節99. その他雑入148万2,000円につきましては、町村議会議員共済会過払い分の返納分及び村政功労表彰祝賀会の会費、それに台風7号被害見舞金等による増額でございます。それと細節111. 北部広域市町村事務組合負担金66万5,000円の増額につきましては、北部広域事務組合から広域派遣職員の家賃分として増額してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

歳入、商工観光課に関連する細節の御説明をさせていただきます。細節30. 城山等さい銭5万3,000円の増額、細節83. 伊江島ゆり祭り時収入金3万1,000円の増額、いずれにおきましても、実績による増額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

同じく雑入、細節36. 花き集出荷場花卉農協負担金11万2,000円の減額は、花卉農協冷凍コンテナ車の財産処分に伴います保険料の減額でございます。細節110. 精脱葉施設沖縄県農協負担金2,924万9,000円の減額は、特定地域支援事業、特定地域支援対策事業の農協負担金でございますが、工事工期も3月末までと伸びておりまして、出納整理期間内での納付が難しい旨の相談がございましたので、今年度分は減額し、平成31年度で受け入れたく減額してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

細節51. 広域連合精算償還金745万3,000円の計上でございます。平成29年度後期高齢者医療給付に要した経費の市町村負担金の精算に伴う計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

細節107. 史跡整備市町村協議会研修補助金19万円の減額でございます。当初は奈良県へ担当者が研修に参加した際、旅費が雑入として入り、支出の旅費にて支出するものだと経費を計上しておりましたが、沖縄地区史跡整備市町村会から直接、担当者へ旅費が支給されたため、その分の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

25ページ、お願いいたします。22款1項1目村債7,340万円の減額となっております。1節過疎対策事業債の細節22. 国営かんがい排水事業負担金償還7,200万円の増額、細節23. 西小学校教員宿舍整備事業7,800万円の増額につきましては、辺地対策事業債から過疎対策への起債変更によるものでございます。2節一般単独事業債300万円の減額につきましては、Jアラートシステムの更新業務の契約実績に伴う減額でございます。8節学校教育施設等整備事業債2,250万円の減額につきましては、細節5. 伊江小学校ブロック塀改修工事の次年度実施による減額措置でございます。10節辺地対策事業債1億7,490万円の減額でございます。細節14. まちづくり支援事業の3,000万円の増額は、野球場整備工事の精査及びアスレチック広場整備に伴うものでございます。細節15. 国営かんがい排水事業負担金償還7,500万円の減額、細節17. 西小学校教員宿舍整備事業1億2,000万円の減額につきましては、過疎対策事業債への起債変更によるものでございます。細節16. 伊江島ハイビスカス園整備事業990万円の減額につきましては、事業実績によるものでございます。それらを相殺いたしまして減額補正ということになります。12節公共事業等債2,000万円の減額につきましては、細節4. 住宅建設事業（第2城山団地）の事業実績及び起債事業精査により減額措置をしてございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。歳出1ページ、1款議会費につきましては、23万5,000円の減額補正となっております。2節給料から14節使用料及び賃借料まで、実績による減額補正でございますが、11節需用費、細節1. 消耗品につきましては、追録や改定版の議員必携を購入するため7万円の増額補正となっております。

2ページ、2款1項1目一般管理費229万8,000円の減額でございます。1節報酬10万円の減額につきましては、行政不服審査の開催がなかったための減額でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、人事異動、産休等による減額措置でございます。7節賃金175万6,000円の減額につきましては、臨時職員の雇用がなかったための減額措置でございます。8節報償費、細節103. 表彰者選考審議会報酬1万6,000円の減額につきましては、9月定例会と同日開催により支払いが伴わなかったことによる減額でございます。細節1351. ちゅら島づくり応援寄附金業務165万円の増額につきましては、寄附金の増額に伴う寄附者への返礼品代の増額でございます。9節旅費33万9,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額補正でございます。11節需用費、細節102. 職員研修5万円の減は、実績によるものでございます。細節103. コンピュータ修繕料140万円の増額につきましては、E&Cセンターのネットワーク機器補修及び

本部港波高計の修繕による増額補正でございます。よろしくお願いたします。12節役務費の細節105. 施設管理人等傷害共済保険料に1,000円の不足が生じてございますので、増額計上してございます。細節106. PC設置及び不具合調整手数料140万円の減額及び細節107. 区長等傷害共済保険料24万3,000円の減額は、実績に伴う補正でございます。細節1351. ちゅら島づくり応援寄附金業務1万5,000円の増額につきましては、寄附金増額に伴いますクレジット決済手数料の不足分を計上してございます。

3ページでございます。13節委託料、細節121. 番号制度対応委託料69万9,000円の減額は、契約実績による減額でございます。細節123. 人事評価制度支援業務60万9,000円の減額につきましては、前期研修が台風の影響により未実施となりましたので、減額補正してございます。細節1351. ちゅら島づくり応援寄附金業務44万円の増額につきましては、寄附金増額に伴う返礼品発送業務等の委託料の増額でございます。14節使用料及び賃借料の細節2. 駐車場使用料の41万2,000円の減額につきましては、役場東用地を駐車場用地として借り上げる予定でございましたけれども、相続登記等の手続の関係がございまして、減額補正をしてございます。細節7. 住宅賃借料1万2,000円の減額は、広域派遣職員の家賃の減額分でございます。細節101. PCライセンス使用料8万円の増額につきましては、グループウェア、ライセンスの更新に伴うものでございます。細節106. 電柱及びN T T柱使用料29万円の減額は、指定管理者等々の共同利用により減額となっております。18節備品購入費、細節1103. 新市町村振興宝くじ助成事業1万7,000円の減額は、真謝公民館の遊具設置費の実績に伴う減額でございます。19節負担金補助金及び交付金の細節1. 市町村総合事務組合負担金647万2,000円の増額につきましては、勸奨退職者の特別負担金及び給与改定に伴う増額でございます。細節118. 地方バス運行対策補助金33万9,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。2目文書広報費、11節需用費、83万2,000円の減額につきましては、印刷製本費の実績によるものでございます。12節役務費4,000円増額は、電波利用料の改定により不足が生じておりますので、増額してございます。13節委託料211万6,000円の減額につきましては、細節1385. 防災無線デジタル化整備事業の入札残によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 山城直也君。

○ 会計管理者 山 城 直 也 君

3目会計管理費45万円の減額は、11節需用費、12節役務費、それぞれ年度末執行見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

4目財産管理費でございます。11節需用費、細節6. 修繕費93万7,000円の減額は、公共施設等の補修修繕費の実績による減額でございます。12節役務費11万4,000円の減額は、実績によるものでございます。13節委託料100万円の減額及び、4ページの15節工事請負費の106. 伊江港ターミナル施設改修工事の530万円の減額につきましては、2階レストランの給水配水管からの漏水がございまして、その漏水対策を優先する必要があるということから、本年度は配水管改修工事と給水ポンプ、取り付け工事の実施等、次年度工事に向けての旧ターミナルの内装撤去工事を実施いたしまして、次年度に内装工事を実施するため、委託料、工事請負費が減額となっております。なお、新年度予算で来年度の内装工事を計上してございますので、よろしくお願いたします。14節使用料及び賃借料の細節8. 借上料488万円の減額につきましては、平成28年度に相互で用地賃貸契約を凍結しました伊江生コン所有のリリーフィールド東用地と、村所有のアマジ溜池跡地の土地の対等交換をすることから、借上料を減額措置するものでございます。細節103. 公用車リース

料72万円の減額につきましては、既存車両の修繕で対応可能となったために減額措置してございます。15節工事請負費の細節105. 役場東側駐車場整備工事500万円の減額につきましては、先ほど一般管理費、14節使用料及び賃借料でも御説明いたしました、相続登記の手の関係がございまして、減額補正をしてございます。25節積立金、細節109. ちゅら島づくり応援基金積立金200万円につきましては、歳入で御説明いたしましたが、寄附金の増額分を積み立てる措置でございます。27節公課費1万7,000円の減額は、車両重量税の実績によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

一つ戻りまして、25節積立金の112. 真謝区・西崎区住環境負担軽減事業につきましては、3,500万円の増額補正でございます。真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金条例でも御説明申し上げましたが、平成31年度実施の負担軽減事業、いわゆる住宅防音事業の財源とするため、積み立てる措置でございます。

続いて5目企画費でございます。企画費につきましては、644万1,000円の増額補正となっております。1節報酬は、各審議会の開催実績に基づく10万円の減額補正です。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、人事異動等に伴う減額措置。7節賃金、9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては、執行実績に伴う減額措置となっております。13節委託料につきましては、入札残による減額、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金の細節102. 細節115. は、実績による減額措置で、細節1186. 沖縄振興特別推進交付金事業の77万7,000円の増額は、フェリー運賃の車両航送補助として950台程度の増加が見込まれますので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして5ページ、9目特別事業対策費でございます。特別事業対策費につきましては、27万円の減額補正でございます。13節委託料の細節1247. 伊江村水道施設整備事業につきましては、実施設計委託料の入札残等による減額措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

6ページをお願いいたします。2項1目税務総務費101万1,000円の減額、3節職員手当2万円につきましては、出生に伴う増額でございます。12節の役務費、13節委託料につきましては、実績による減額となっております。

7ページお願いします。3項1目戸籍住民基本台帳費61万円の減額でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、それぞれ実績による減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

8ページでございます。2款4項1目選挙管理委員会費18万2,000円の減額につきましては、9節旅費、11節需用費の実績見込みによる減額補正でございます。3目村議会議員選挙費166万4,000円の減額につきましては、村議会議員選挙の1節報酬から16節原材料費までの選挙事務費の実績による減額でございます。4目県知事選挙費162万9,000円の減額につきましては、9月30日執行の県知事選の1節報酬から、9ページの18節備品購入費まで、選挙事務費の実績による減額でございます。

10ページでございます。2款5項2目指定統計費30万8,000円の減額につきましては、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、統計事務費の実績による減額措置でございます。

11ページでございます。2款6項1目監査委員費11万円の減額につきましては、9節旅費、11節需用費の実績による減額でございます。

12ページ、お願いいたします。2款7項1目交通安全対策費は、補正額はございませんが、カーブミラーの欠損、倒壊箇所の修繕を実施するために、13節委託料から11節需用費の修繕費に予算を組み替える措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳出13ページをお願いします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、1節報酬から11節需用費まで、実績に伴う増減補正でございます。うち需用費の細節1425. 伊江村タクシー利用料金助成事業10万3,000円の増額補正については、新年度に向けた利用券の印刷費の計上でございます。13節委託料、福祉システム改修委託料27万6,000円の増額補正は、国の追加内示によるマイナンバー、本格運用に伴う改修費の計上でございます。19節負担金補助金及び交付金、細節131. 後期高齢者臨時特別生活支援金388万8,000円の減額補正につきましては、収入の説明で触れました75歳以上、村民税非課税者への給付費で実績による減額計上でございます。20節扶助費、細節101. 102. 103. についても実績による減額補正としてございます。細節106. 重度心身障害者（児）医療助成費100万円、細節113. 障がい者等車両航送助成金15万円の増額計上は、2月、3月分に不足が見込めますので、増額補正としてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

4目をお願いします。国民健康保険会計繰出金72万3,000円の減額でございます。職員給与等に関する繰出金と財政安定化支援事業に伴う繰出金となっております、それぞれ実施設計による減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳出14ページをお願いします。5目戦跡保存費、9節旅費、12節役務費についても、実績による減額補正としております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

6目介護保険費1,337万2,000円の減額につきましては、11節の需用費、実績による減額でございます。19節、細節101. 介護保険広域連合負担金については、通知に基づく減額措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

7目老人保護措置費、養護老人ホーム入所措置費108万円の増額補正は、対象者の減少によるもので、現在1人の方が措置入所となっております。8目身体障害者福祉費2,075万4,000円の減額補正です。1節報酬から14節使用料及び賃借料までは、実績による増減補正でございます。20節扶助費、細節101. 自立支援医療給付費、施設入所者の医療費で200万円の減額、細節103. 障害福祉サービス費、施設入所費及び利用料で1,868万円の減額、それぞれ実績見込みによる計上でございます。

次のページ、1目児童福祉総務費30万9,000円の減額補正でございます。1節、細節101. 要保護児童対策地域協議会委員報酬3万2,000円の減額は、対象事例がなかったことによる減額補正でございます。2節給料から20節扶助費の細節101. 重度障害児等育成手当まで、実績見込みによる増減補正でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

同じく15ページの児童福祉総務費の12節役務費、細節3. 手数料、それから20節扶助費の104. こども医療費助成金、それぞれ実績を見込みまして減額してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

2目児童措置費、20節、細節101. 被用者児童手当74万円の減額、細節102. 非被用者児童手当82万5,000円の増額、細節103. 特例給付21万円の増額についても、実績による補正計上でございます。3目保育所費、7節賃金から19節負担金補助金及び交付金まで、それぞれの細節において、実績による減額補正及び不足分を見込んでの増額補正でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

次のページをお願いします。歳出16ページ、衛生費、1項1目衛生総務費の6万円の減額ですけれども、職員手当から備品購入費まで、それぞれ実績を見込みまして増減をしてございます。

それから2目の予防費、減額の107万1,000円、これにつきましても、それぞれ実績を見込みまして増減してございますが、その中で需用費の細節10. 医薬材料費60万円の増額につきまして、予防接種の実施に伴いましてワクチンの代金が不足が見込まれますので、その増額を計上してございます。よろしくをお願いします。

3目母子保健事業費の扶助費、20節の扶助費につきましては、未熟児養育医療費が実績がなかったものですから、それを見越して減額してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金 城 和 廣 君

同じく4目環境衛生費58万6,000円の減額でございますが、9節旅費、細節1. 次のページでございます。13節委託料及び19節負担金補助金及び交付金は、実績見込みに伴う減額でございます。17節公有財産購入費は、実績見込みに伴う42万8,000円の増額をお願いいたします。

ひとつ飛びまして、7目ハブ対策費63万2,000円の減額でございますが、13節委託料、細節101. で実績に伴う計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

17ページの6目診療所会計繰出金500万円の減額ですけれども、12月補正におきまして、500万円の増額をお願いしましたが、診療会計の歳入、歳出を精査して、何とかやりくりができましたので、今回500万円の減額をしてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出18ページ、4款2項1目清掃費29万8,000円の減額でございますが、7節賃金、細節101. で4万円の増額をお願いします。11節需用費、細節2. 燃料費で20万円の増額をお願いいたします。同じく細節101. 及び13節委託料の細節110. 実績見込みに伴う減額でございます。2目E&Cセンター運営費132万6,000円の減額でございますが、12節役務費、細節1. 及び細節4. は実績見込み伴う減額でございます。細節3. 手数料は、実績見込みに伴う1万8,000円の増額をお願いいたします。13節委託料のうち、細節104. 実績見込みに伴う10万円の増額をお願いいたします。細節101. 106. 107. 110. は、実績に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮 里 正 邦 君

歳出の19ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費、補正額89万4,000円の減額補正となっております。内訳としましては、7節、9節につきましては、実績見込みによる減額でございます。11節需用費につきましては、補正額はゼロでございますが、細節において、修繕料の不足がございましたので、燃料費から1万円の組み替えとなっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

2目農業総務費51万6,000円の計上は、3節職員手当等から4節共済費につきましては、人事異動に伴います人件費の減額と、11節、細節6. 修繕料82万8,000円の増額は、特産品加工施設の電話設備及び冷凍庫の圧縮機、コンプレッサーが経年劣化で修繕が必要ですので、計上してございます。3目農業振興費810万4,000円の減額は、各事業におきまして、歳出の19ページから20ページの各節にまたがり、事務費、委託料、工事費など、事業執行に伴う実績見込みによります減額措置でございます。細節の各事業ごとに説明したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。細節1186. 青年就農給付金事業は、1節報酬、9節旅費ともに実績見込みによります減額でございます。11節需用費2万4,000円の計上は、年度末まで不足が見込まれますので、20ページの14節使用料から組み替えて執行いたします。細節1233. 人・農地問題解決推進事業は、9節旅費、14節使用料及び賃借料を減額、細節1012. 農業経営基盤強化促進対策事業は、12節の役務費、14節の使用料を減額してございます。ともに事業実績によります減額計上でございます。13節委託料161万7,000円の減額でございます。細節102. 103. は、確定通知に基づく減額でございます。細節1381. 特定地域経営支援対策事業130万円の減額は、黒糖工場精脱葉施設の実施設計業務の実績によります減額でございます。

歳出20ページ、お願いします。18節備品購入費、細節1381. の312万円の減額は、ハーベスター2台の購入実績によります減額でございます。15節、細節1392. 工事請負費の入札残を減額してございます。19節、細節113. につきましては、利子助成補助金の確定通知に基づく計上でございます。細節122. 災害に強い栽培施設の整備事業負担金263万4,000円の減額は、太陽の花の組合員、3人で平張り施設を4施設導入しております。合計面積で4,783平方メートルを整備しております。事業主体の太陽の花の入札の執行に伴います事業実績の減額でございます。4目複合作物振興費144万8,000円の減額は、細節1098. 伊江村特産物支援事業、細節1382. 経営所得安定対策事業、細節1437. 島ヤサイ産地拡大推進事業、ともに各節でそれぞれの事業実績によります減額でございます。特に減額の大きいのは、13節委託料、細節1098. 伊江村特産物支援事業130万円でございますが、今年度落花生の展示圃を設置し、5種類の落花生、品種ごとに植え付けをいた

しまして、4月から9月までに月別に植え付け、周年収穫ができるかの調査をする予定でしたが、9月に襲来しました2つの大型台風で、圃場が全滅したことによります委託料の減額でございます。

歳出21ページ、畜産業費83万7,000円の減額は、細節101. 総合計画策定委員に係る経費及び事務事業の執行に伴う減額を、1節報酬から19節の負担金まで減額してございます。6目畜産共進会費は手数料6,000円を減額してございます。7目農地費399万4,000円の減額は、細節1359. 農業基盤整備促進事業（西部西地区）に係る事務費、委託料、工事費などを村単費分の事業実績によります減額措置を9節の旅費から、開けまして歳出22ページの、補償補填及び賠償金まで減額措置をしております。9目災害対策費、1万4,000円の減額は、13節委託料及び15節工事請負費を、14節の細節8. 借上料へ組み替え執行いたします。未舗装の農道等にまだ素掘りしてあります浸透池等がまだまだ改修を必要とする箇所が多くありますので、組み替えて執行したいと思っております。10目堆肥センター運営費、91万4,000円の減額は、3節職員手当等は年度末までに不足が見込まれますので、計上してございます。7節賃金から14節使用料及び賃借料までは、事業実績見込みによります減額でございます。16節原材料費38万円の計上は、次年度平成31年度からは現金での原料購入を廃止し、堆肥製品等での現物給付に移行いたします。聞き取り調査等を行った結果、ふん貯制度の清算に伴い、5人の農家の皆さんが現金での精算を希望していることから増額し、精算したいと思っております。

歳出の23ページ、2目林業振興費、1,128万円の減額は、各事業、各施設で実績による減額でございます。7節賃金、細節101. 樹苗養成賃金315万9,000円の減額は当初、男女1人ずつ増員を予定しておりましたが、雇用がありませんでしたので、減額してございます。細節1119. ハイビスカス振興事業82万7,000円の減額は、賃金職員1人分を、細節1371. 伊江島ハイビスカス園整備事業で組み替えて雇用したことによります減額でございます。細節1371. は、実績見込みによる減額でございます。8節報償費15万6,000円の減額は、細節101. 林業指導員報酬費は実績によるものでございます。細節1119. ハイビスカス振興事業はチューパンジャまつりで押し花教室の講師1人分の実績に伴う減額でございます。11節需用費、細節5. 苗畑の光熱水費に不足がありますので、細節1. 消耗品から組み替えを行っております。12節役務費、細節1369. 馬場並里線街路樹整備事業は、調整交付金の事業でございますが、9筆の分筆を予定しておりますが、実績で4筆となったことによる減額でございます。細節1371. 伊江島ハイビスカス園整備事業は、本部半島、伊江島エリアの観光促進広報誌等の印刷製本業務の実績による減額でございます。13節委託料525万2,000円の減額は、細節102. 森林環境保全直接支援事業は、城山周辺の保育事業の実績に基づく減額でございます。細節107. デイゴヒメコバチ防除事業委託料87万7,000円の減額は、今年度デイゴ39本に対し、薬剤注入を272本注入しております。その実績に基づく減額でございます。細節1369. と細節1371. は、建設工事の管理業務、土木における現場技術業務の実績による減額でございます。15節、細節1369. は、工事実績に基づく入札執行残を減額し、17節同じく細節1369. でございますが、相続等で不測の時間を要した用地がありますので、次年度購入したく減額してございます。

歳出の24ページをお願いいたします。6款3項1目水産業総務費11万4,000円の減額は、3節職員手当は年度末までに不足がありますので、減額してございます。19節、細節101. 102. につきましては、各種団体の負担金の確定に基づき減額してございます。2目水産業振興費、補正額ゼロでございますが、14節細節8. 借上料を、11節細節6. 修繕費へ組み替えて、集落公園の修繕等を行っていききたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻16時08分)

再開します。

(再開時刻16時20分)

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

歳出25ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費は25万2,000円の減額となっております。2節給料から4節共済費、12節役務費、細節101. コピーチャージ料まで、それぞれ実績見込みによる減額措置でございます。2目商工振興費は、2,876万円の減額でございます。1節報酬、細節1390. 観光推進事業27万2,000円は、観光振興推進協議会の開催実績に伴う委員報酬の減額となっております。細節1403. 伊江村観光危機管理計画策定業務の9万6,000円につきましては、当初計画策定において、委員報酬を計上しておりましたが、策定業務委託の中に委員報酬を含めたことによる予算の減額措置となっております。7節賃金406万5,000円の減額、細節いずれも実績見込みによる増額及び減額措置となっております。8節報償費、細節1245. 観光・特産PR事業の5万円は、山の日イベントの中止等による減額措置となっております。9節旅費、細節1245. 観光・特産PR事業の21万円につきましては、やんばる産業まつりの中止等による減額措置となっております。細節1421. 民泊キャラバン支援事業の17万円につきましては、東京と大阪で実施をしました民泊ピーアール活動の実績に伴う減額でございます。11節需用費、細節5. 光熱水費64万9,000円につきましては、実績見込みによる減額、12節役務費、細節101. から細節1245. は、それぞれ実績見込みによる減額措置でございます。13節委託料776万7,000円の減額につきましては、細節102. 観光地管理委託料の7万円は、実績見込みによる減額。細節103. 観光ビデオDVD制作委託料の10万円につきましては、今年度フェリーで上映している観光ピーアールビデオの修正がなかったことによる減額となっております。細節1403. 伊江村観光危機管理計画策定事業190万円につきましては、事業実績に伴う減額でございます。

26ページをお願いいたします。13節委託料、細節1404. 地域認知度向上支援事業は、観光パンフレット、先日お配りをいたしました観光パンフレットと観光ガイドブックの製作及び観光地でのピーアールとして「タッチゅん」の等身大人形4体を製作する事業でございます。434万4,000円の減額理由につきましては、タッチゅん人形を海洋博記念公園内に設置する予定をしておりましたが、美ら海水族館との調整において、設置が今年度は難しい状況になり、製作3体となったことによる減額措置でございます。細節1427. 観光PR広告制作事業につきましては、ふるさと納税を活用して、那覇空港とレンタカーの営業所を多くする送迎バスの車体に、伊江村のピーアールラッピングを施し、本村の認知度を図る事業でございます。135万3,000円の減額理由につきましては、ラッピングを施すバスを、当初2台を予定しておりましたが、この台数が1台となったことによる減額措置でございます。14節使用料及び賃借料、細節8. 及び細節1245. は実績に伴う減額措置でございます。15節工事請負費、細節1358. リリーフフィールド公園整備事業1,336万2,000円は、事業実績に伴う減額措置でございます。16節、細節3. 原材料費70万円の減額は、実績見込みによる減額措置となっております。18節備品購入費、細節1405. はにくすにホール音響機材購入事業20万8,000円、細節1412. イベント用備品購入事業72万2,000円は、いずれも事業実績による減額でございます。19節負担金補助金及び交付金、細節1363. アジアユース人材育成・ネットワーク形成事業の6万5,000円につきましても、実績による減額でございます。3目はにくすに関連費、7節賃金、細節101. 清掃賃金及び11節需用費、細節5. 光熱水費はそれぞれ実績見込みによる減額措置でございます。13節委託料、細節1. 空調設備管理委託料116万8,000円は、前年度空調改修により使用初年度は保守点検がなく、フィルターの洗浄のみの作業を行ったことによる減額措置でございます。

細節113. はにくすに施設改修調査事業委託料の50万円は、昨年9月末の台風24号によって、はにくすにターミナル1階の通路の天井が崩落する被害がございました。現在、応急措置を講じておりますが、次年度の改修工事を行うため、概算事業費の積算を必要として補正計上しておりましたが、平成29年度に実施をしました空調の改修工事の積算根拠を用いて概算事業費を算出することができたことから、予算を減額するものでございます。18節、細節103. はにくすに関連備品購入費30万円は、セミナールームにあるプロジェクターとスクリーンが故障してしまいまして、年式が古く修繕が困難なことから、研修等施設利用に支障が出

ないよう機材購入の補正計上をお願いをするものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金 城 和 廣 君

歳出27ページでございます。8款1項1目土木総務費126万1,000円の減額でございますが、7節賃金、19節負担金補助金及び交付金は、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

2目特別事業対策費の1,148万5,000円の減額でございますが、9節旅費、12節役務費は、細節1393. 総合運動公園整備事業の実績に伴う減額でございます。15節工事請負費、細節1417. 東江上集落道21号道路整備事業につきましては、用地の相続手続きが難航しまして、用地が購入できない区間が発生しまして、予定していました工事が当初より減りました結果による減額補正でございます。18節備品購入費、細節1413. 総合運動公園整備野球場備品購入事業につきましては、実績に伴う減額でございます。

次の28ページをお願いします。8款2項2目道路新設改良費の148万8,000円の減額でございますが、12節役務費、17節公有財産購入費につきましては、実績に伴う減額補正でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金 城 和 廣 君

歳出29ページでございます。8款3項1目住宅管理費44万円の減額でございますが、7節賃金で、実績見込みに伴う減額でございます。2目住宅建設費103万9,000円の減額でございますが、13節委託料で実績に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

30ページお願いいたします。8款4項1目空港管理費、7万円の減額につきましては、13節委託料、18節備品購入費の実績による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

歳出31ページをお願いします。8款6項1目港湾建設費の4万円の増額でございますが、12節役務費、細節1414. 離島定住環境基盤整備事業、これは本部港荷捌き施設整備工事でありますので、許可申請手数料に不足が生じたための増額補正であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

32ページをお願いいたします。9款1項1目非常備消防費89万3,000円の減額となっております。1節報酬、3節職員手当等の細節6. 特殊勤務手当、8節報償費、9節旅費の細節4. 普通旅費、細節101. 消防団旅費、14節使用料及び賃借料の減額につきましては、実績によるものでございます。3節職員手当等の細節12. 消防本部員手当4万3,000円の増額、9節旅費の細節103. 救急患者搬送旅費5万円の増額につきまし

ては、不足が見込まれますので、増額補正してございます。2目消防施設費、11節需用費40万円の減額につきましては、細節それぞれ実績見込みによる減額でございます。13節委託料、298万3,000円の減額につきましては、Jアラートシステム更新業務の入札残による減額補正でございます。18節備品購入費260万円の減額につきましては、防火服一式の購入予定でございましたけれども、消防団安全装備品整備等助成事業が輪番制で31年度に伊江村が対象市町村となることから、次年度の助成事業を活用し、防火服一式を購入するため減額措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

歳出33ページをお願いします。10款1項1目教育委員会費12万2,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。2目事務局費695万1,000円の減額でございます。3節職員手当等、及び8節報償費につきましては、実績見込みによる増減額でございます。12節役務費1万1,000円の増額につきましては、今年度からリースしました軽トラの保険料の不足分を計上してございます。13節委託料、細節112. 学力向上夏期特別講習委託料19万4,000円の減額につきましては、当初は対象者を中学校1年生から3年生としておりましたが、3年生のみを対象とし、受験対策集中講座として、業者委託しましたので、対象者減に伴う委託料の減額でございます。19節負担金補助金及び交付金679万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございますが、細節121. 離島高校生修学支援費は、当初136人から6人が転出等により該当しなくなったため、148万円を減額してございます。細節122. 預かり保育料保護者負担分助成金につきましては、夏休み以降、預ける保護者が少なくなったことにより、142万円を減額してございます。細節125. 塾料支援助成金390万円の減額につきましては、塾に通わせるかどうか調査し、「通う」と回答した児童生徒50人の経費を計上しておりましたが、実際には29人だったことによる減額でございます。27節公課費3万3,000円の減額につきましては、教育委員会車の車検として計上しておりましたが、把握間違いで31年度の車検でしたので、減額してございます。

34ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費192万3,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございますが、12節役務費、細節204. 西自動車損害保険料2万円の増額は、新規購入した軽トラの保険料でございます。2目教育振興費1万3,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございますが、20節扶助費、細節301. 要保護準要保護就学援助費19万円の減額は、当初計画の人数より3人減ったことによる減額補正でございます。3目学校建設費5,450万円の減額につきましては、歳入にて説明しました伊江小学校ブロック塀改修事業の全額を減額した分と、西小学校教員宿舍整備工事の入札残による減額でございます。

歳出35ページを飛ばしまして、36ページをお願いします。3項中学校費、1目学校管理費5万1,000円の増額でございますが、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、実績見込みによる減額でございます。11節需用費、細節5. 光熱水費25万円の増額につきましては、電気料及び水道料に不足が見込まれますので、実績見込みにより増額してございます。12節役務費、細節1. 通信運搬費8万円の増額につきましては、インターネットや電話及びファクスの通信料に不足が見込まれますので、実績見込みによる増額でございます。2目教育振興費は、大会派遣費助成事業の財源補正によるものでございます。

歳出37ページ、4項1目幼稚園費3万7,000円の増額につきましては、8節報償費は、実績による減額でございます。11節需用費4万7,000円の増額につきましては、西幼稚園のプリンター、トナーが切れておりますので、トナー代を計上でございます。

歳出38ページ、5項1目社会教育総務費404万7,000円の減額でございます。1節報酬から4節共済費は、

実績見込みによる増減でございます。7節賃金192万5,000円の減額につきましては、当初事務局にて1人臨時職員を雇用の予定でございましたが、なかなか見つからず、雇用できませんでしたので、実績見込みにより減額してございます。8節報償費、細節1293. 青壮年交流事業11万4,000円の減額につきましては、県立芸大と共催にて、伊江小を会場に宮城県山元町の中浜神楽保存会と、本村の各区の小学生の指導者を対象に、子どもたちが考える地域芸能の未来をテーマに、「民俗芸能をどのようにして継承していくか」というのを考えるタウンミーティングを実施しております。事業の経費については、県立芸大側が国の補助を受けているということで、支出をしております、ほとんど支出がなかったことから、実績により減額してございます。細節1294. グローバル人材育成事業28万円の減額につきましては、主にホームステイの事前及び事後学習を午前のみで計13回を予定しておりましたが、終日5回に変更したことによる減額でございます。9節旅費、35万3,000円の減額でございますが、青壮年交流事業及びグローバル人材育成事業につきましては、報償費で説明した内容と同じでございます。その他旅費につきましては、実績による減額でございます。14節使用料及び賃借料1万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。19節負担金補助金及び交付金142万2,000円の減額でございます。細節310. リーダー研修会旅費補助金18万1,000円の減額につきましては、村PTA連合会の地区、県及び九州の研究大会にて、各学校3人ずつ出席の予定でありましたが、1人ずつになるなど、参加者が少なかったことによる減額でございます。細節315. 海外子弟交流事業80万円の減額につきましては、今年度ボリビアから派遣を予定しておりましたが、急遽キャンセルとなりまして、その後アルゼンチンに交渉を行いました、急であったために、参加者が決まらず事業執行できませんでしたので、全額減額してございます。細節317. 幼児児童生徒バス貸助成金及び細節318. 各種検定補助金は、実績による減額でございます。2項公民館費2万円の減額は、実績見込みによるものでございます。3項文化財保護費311万2,000円の減額でございます。1節報償、次のページをお願いします。4節共済費は、実績見込みによる増額でございます。

7節賃金192万円の減額につきましては、浜崎貝塚の貝塚整理調査員を1人雇用予定でありましたが、大学のほうに募集もかけておりましたが、申し込みがなく、雇用できませんでしたので、減額してございます。8節報償費42万5,000円の減額につきましては、緑化教室を予定しておりましたが、講師の先生と日程調整がうまくいかず実施できなかったことによる減額でございます。9節旅費、細節5. 研修旅費11万6,000円の減額につきましては、歳入で話をしておりますが、沖縄地区史跡整備市町村会から直接、研修を受ける担当者へ旅費の支給があったことによる減額でございます。細節301. 委員普通旅費及び11節需用費、14節使用料及び賃借料は、実績見込みによる増減でございます。13節委託料、細節301. 遺跡清掃委託料18万円の減額につきましては、見積もりあわせ結果による残額を減額してございます。19節負担金補助金及び交付金33万2,000円の減額につきましては、本年度、文化協会の設立を予定しておりましたが、来る3月26日にクラブやサークルを集めて、最終説明会を実施することとなっております。年度明けまして5月までに設立総会を開催したいと考えておりますが、今年度は活動がありませんので、全額減額してございます。

歳出40ページ、6項1目保健体育総務費24万9,000円の増額でございます。1節報酬から11節需用費につきましては、実績による減額でございます。19節負担金補助金及び交付金55万3,000円の増額につきましては、ミニバスケット、陸上競技、軟式野球、相撲などの大会派遣費の実績見込みによる増額でございます。2項体育施設費209万5,000円の減額につきましては、7節賃金にて、4人の雇用予定でございましたが、2人は今年度継続契約しませんでしたので、実績見込みによる減額でございます。8節報償費から14節自動車航送料は実績見込みによる減額でございます。3項学校給食費140万4,000円の減額につきましては、実績見込みによる増減額でございます。7節賃金90万円の減額につきましては、調理人が1人やめたことによる減額でございます。4目多目的屋内運動場管理費283万7,000円の減額でございます。7節賃金257万3,000円の

減額につきましては、3人の雇用を予定しておりましたが、雇用が2人となったことによる減額でございます。9節旅費8万4,000円の減額につきましては、実績に伴う減額でございます。11節需用費、細節1. 消耗品36万円につきましては、実績見込みによる減額でございます。

歳出41ページ、細節5. 光熱水費20万円の増額につきましては、電気料が野球場の使用により、高くなっておりますので、実績見込みにより計上でございます。細節6. 修繕料は実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳出最後の42ページをお願いします。13款3項1目過年度支出金、細節108. 障害者自立支援給付費精算分64万2,000円の増額補正につきましては、平成29年度分、障害者福祉施設入所費や生活介護サービス費、育成医療に係る国、県への償還金の計上で、国分6万4,000円、県分57万8,000円の補正計上でございます。

以上で、平成30年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の御説明といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

本日の会議は延会したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本日は、延会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

(延会時刻16時46分)